0053478000

0053478-000

６０１－３５

アチックミユーゼアム彙報

アチックミューゼアム

第１

昭１１

AIA

601
35

アチック ミユーゼアム彙報 第一

村松家作物覺帳

早川孝太郎校註

愛知縣北設樂郡下津具村

アチック ミユーゼアム刊

アチック ミユーゼアム彙報 第一

愛知縣北設樂郡下津具村

村松家作物覺帳

早川孝太郎校註

アチック ミユーゼアム刊

601-35

愛知縣北設樂郡下津具村

村松家作物覺帳

目次

前記 三

まへがき 一〇

土地と交通 一五

萬作物覺帳 八一

附錄

恐入心用可致事 八五

農民常心衛置事

後記

一 覺帳と記事擔當者……九三
二 畑に就いて……九九
三 作物に就いて……一〇四
四 柿ノ澤宇連の開發……一一〇
五 村松家を中心に……一二〇

資料

恐乍以二書付一奉願候御事……一六三
仕申證文之事……一六五
相讓り渡分地證文之事……一六六
村方御神事神人一札之事……一六七
相談渡田地之事……一六八

圖版及圖表 目次

村松家……高橋文太郎氏撮影…(卷頭)
村松ぜん女……著者撮影…(〃)
柿ノ澤宇連地圖……(〃)
柿ノ澤宇連見取圖……一五
自寛政十年至明治二十九年作附一覽表……九三
寛政十年度作附圖……一〇五
明治二十九年度作附圖……一〇五
昭和七年度作附圖……一〇五

村松家間取圖 …… 一二三
昭和五・六・七年度氣象觀測表 …… 一六三
昭和五・六・七年度各月雨量及三ヶ年平均表 …… 一六三
自明治二四年至大正一二年に於ける一ヶ年平均雨量圖 …… 一六三
同　等溫線 …… 一六三
村松家所有畑地傾斜度 …… 一六三
村松家所有畑土壤分析表 …… 一六三
村松家畑土壤分折成績 …… 一六三

愛知縣北設樂郡下津具村

村松家作物覺帳目次　終

柿ノ澤宇連地圖

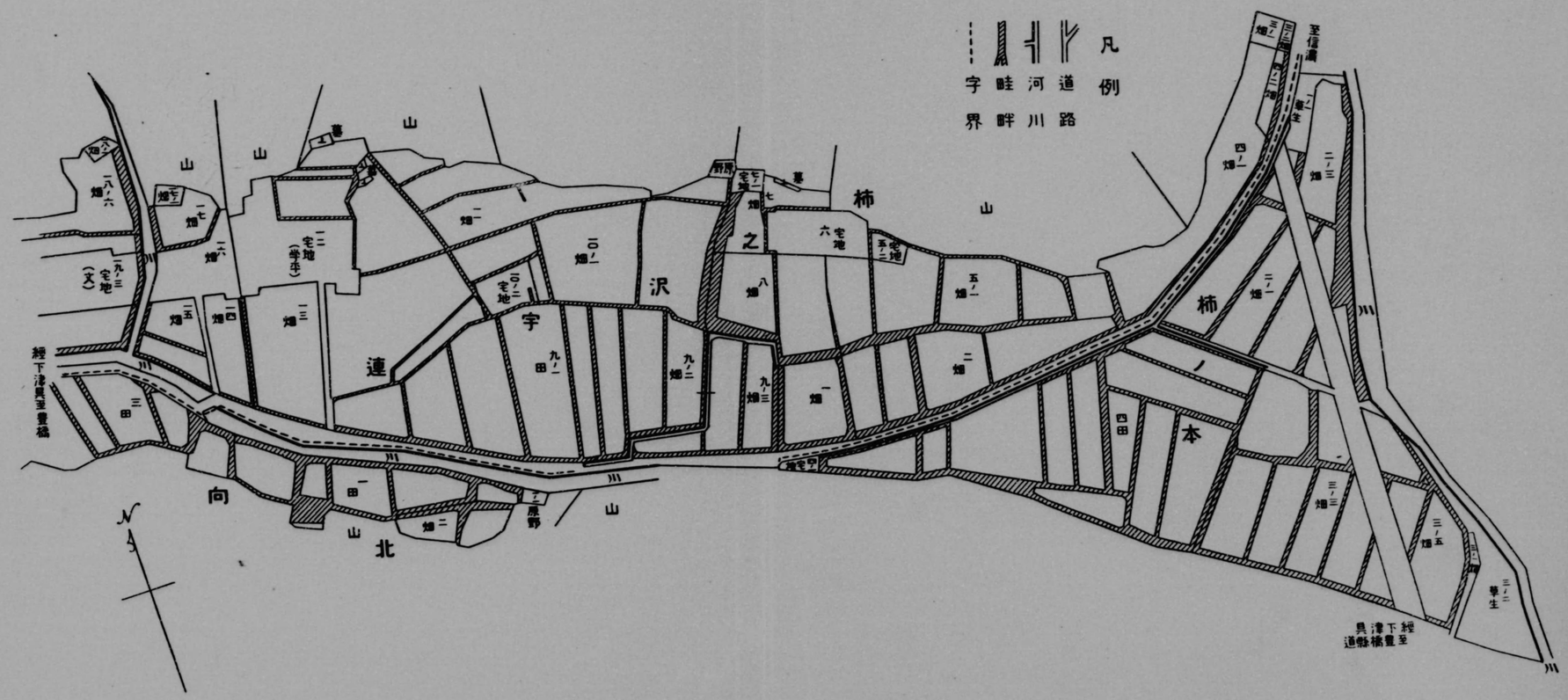
凡例
道路
河川
畦畔
字界
柿ノ本
柿ノ澤宇連地圖
至信濃
經下津具至豊橋
經下津具至豊橋縣道
山
川
原野
墓
宅地
宅地(学平)
宅地(文)
田
畑

村松家

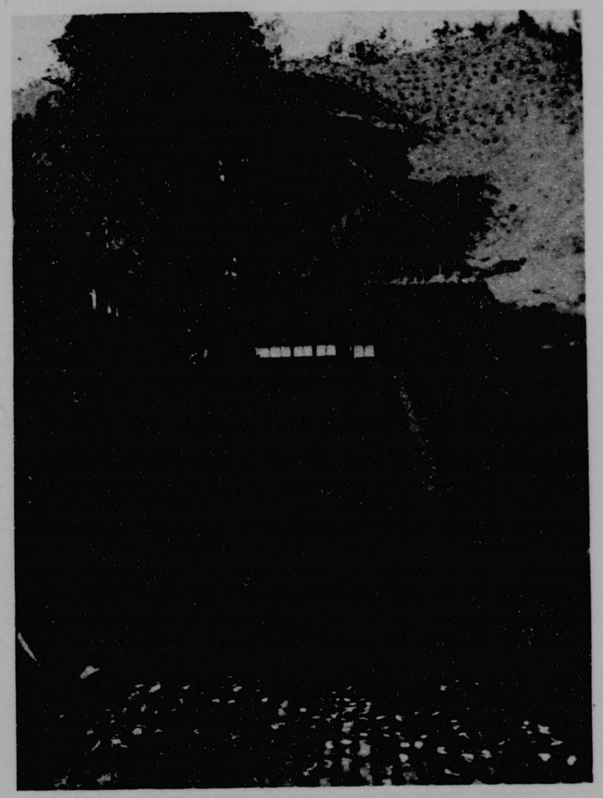

——向ひの山より見たる。
手前の家は同家水車。
昭和六年一月
早川孝太郎作

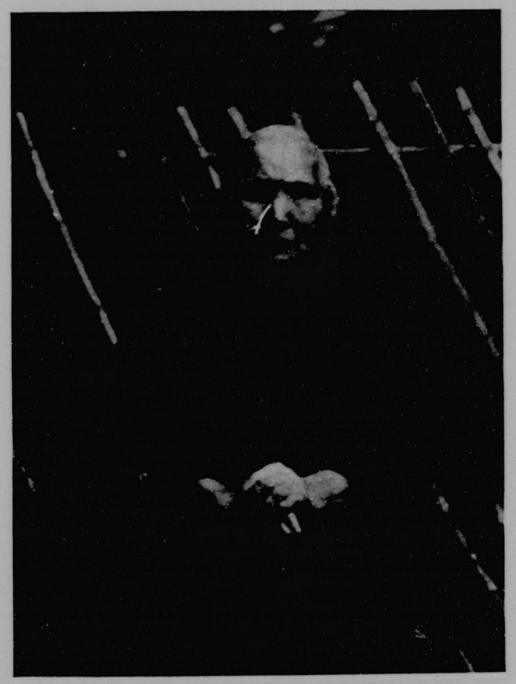

村松ぜん女

——同家庭前にて

高橋文太郎氏作

愛知縣北設樂郡下津具村

村松家作物覺帳

前記

一　まへがき

一　萬作物覺帳は、愛知縣北設樂郡下津具村大字北方字柿ノ澤宇連の、村松學平氏の家に保存されたもので、寛政十年（一七九八年）より、明治二十九年（一八九六年）に至る、同家經營の畑地に於ける作付け記錄である。其内文政五年、同八年、明治十二年の三ケ年分が記載漏れとなつて居り、明治三十年以降は、帳簿が破損の爲め缺失して居て、果して何年迄續されたものか不明である。この事は何としても心殘りであるが、今更如何とも致し方ない事で、せめてこれだけを散佚から救ひ得た事を感謝したい。之に依つて、德川末期から明治中葉に掛けて、斯の山地に於ける一自作農家の畑作の狀態と、其の作物の種類及び概數を知り、延いて百年に亙る變遷をも窺ふことが出來る。

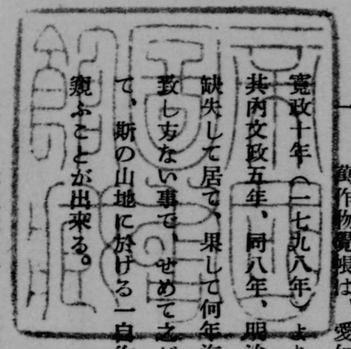

二　本記錄の吾々に諭える處は、もちろん前に擧げた事柄だけでは無い。年々の作物の選擇と配分の蔭に、天候とか家内の樣々な出來事に依る手違ひや僥倖から來る處の、失望や悦びも織り込まれて居た事で、それ等を繰返す内に、作物の種類・品種から土地の經營利用も本記錄を通して想像することが出來る。さうしてそれ等を總括した上にも大きな變化が行はれ居る。殊に斯の記錄としては、一貫して渝る事の無かつたものが、之を現在の事實

に對照すると、その後に於て、全く變化して居た事が判る。その比較の基礎をも得られたのである。例へば本記錄を通じて、稗は畑作の主位を占めて、何等の動搖も無かつたのが、以後の三十年間に、全く驅逐せられて居る。然も事實の物語る處は、一個の作物の盛衰や變遷だけの問題では無い。之を當事者の場合で云へば、目まぐろしい時代の推移に對應する爲のあがきの現はれでもあつた。其處には第一に經營方法の變革を餘儀なくされた。久しい間續けられて來た、食料生産の最後の陣營を忽ちに擲つて、所謂交換資料獲得の手段を擇ばねばならぬ。之を言ひ代へれば、自給自足を基調とする經營法を捨てゝ、新たに交換經濟を基本とする經營への急劇な轉換であつた。然もそこには、附隨的に、生活の改善や、傳統の破壞の如き、餘儀ない難關も横たはつて居た。一世紀或ひはそれ以前の遙かな昔から、愉ること無く親しんで來た食品とも別れねばならなかつた。人間の嗜好・感覺の向上を促した蔭に、時代的支配力が大きな動因を成し居た事を回顧せしめる。一己の考へを云へば、久しい間村に君臨して居た舊家が亡び、新たな勢力が擡頭した。それ等の事件も、斯の期間に最も多かつた事實に想ひ合せ、別個の感懷を誘ふものがある。

三　斯様な事の一方には更に別の事實の論へるものがある。土地開發のはじめから、略々一家の經營と定めて居た耕地を（多少の增減はあつても）覺帳開始から十九年後には、約三分ノ一を新たに分家の爲に移して居る。更に之が昭和の現代に至ると、殘りの部分を、形式は小作ながら他に分ち與へて居る。約一世紀半の間に、一個の家の經營面積は、三分ノ一に低下して居る。斯の變遷の直接の動機は、人口の增加に對する自然的配分と見る事も出來る。耕地の縮少は、或點迄は經營技術の改良を以て補ふことも出來るが、それを以て全部を滿す訣にはゆかない。不足の分は、別の方法を以て獲得せねばならない。一個の家族を入れて居た土地に、三個の家族を容れた事の矛盾を、歷然と物語つて居るのである。斯の世智辛さは、如何にして救はれて居たであらうか。もちろん時代的經濟機構の變化は、一時的に糊塗するものがあつたには違ひないが、より將來には如何に處してゆくかとなると、尠なからぬ不安がある。單純に、特種な一地方の現實としてのみ見遁し去れぬのである。

四　一國の政治とそれに伴ふ經濟の大きな變革が、一山村に於ける畑地の經營に、歷史的足跡を遺したものとしても興味が深い。例へば、明治維新に於ける革命は、斯の覺帳の開始から七十年後であるが、その畫期的大改變も、其處には些の動搖もなかつた。その影響が歷然と畑作に現はれるのは、それより三十年を經過せる後で、本記錄の終末以後である。覺帳の一世紀間に、そこの畑地に顯現する事實のみを凝視すると、恰も悠久たる大河の流れを見るやうで、何れを瀨とも淵とも定め難い。然も斯の太古の如き動きは、遙かに他に推し擴める可能性もあつて、一國の表面に開拓された耕地の姿も、おそらくその理法に據つて居たのである。斯く思ふ時、本記錄の持つ意義は、單に三河の邊境に忘られた畑地の、近世の歷史を語るだけではないであらう。

五　私が此記錄を初めて知つたのは、昭和六年一月に、下津具村の夏目一平氏の許であつた。夏目氏は豫て鄕土に於ける文書資料の蒐集と保存を心がけて居られた關係から、早く存在を知られて、恰も所藏者とは姻戚の間柄から、借出して居られたのである。當時漫然と想つた事は、本記錄に各畑地の面積の概數でも知ることが叶へば、一層資料價値を昂めるであらうと。さうした興味から、同じ年の五月初めに、豫て所藏者とも昵近の處から、同地方旅行の途次、夏目氏を煩はして一日同家を訪ひ、記錄に在る畑名を現在の畑に就いて訊して見た。處が私の杞憂に反して一部を除く他は容易に指摘された。之は或ひは當然の事で、土地の地理的關係等から中途の整理改變を許さなかつたのである。此事實は、見方に依つては、記錄に對して、一方實物標本を遺されたやうな物である。之ならば現在に依る見取圖を作製し、面積その他の條件を示して、記錄と對照するだけでも何程か意義があらうと信じて、兎も角それの作製を志した。

六　斯様な意圖の下に、先づ一部分不明である畑名を明かにすること、次には多少に拘らず形態等の整理改變に就いて訊し、變遷の事實を識るべく努めた。然るに容易の業であると信じた畑名は最後の一二に到つて行詰り、指摘し難いものゝある事を發見した。もちろん重要のものでは無いが、之ある事は、中途に畑地の整理區畫の事實を語るものでもある。その他文化年中に、一部分を分家に移讓して居る事も判明した。併しこの方は、幸ひに土地は其まゝに在るから、認識にさして不便は無い。兎角する中に、當事者の土地改良に拂つた努力の痕や、それぞれの畑地に對する愛着の感情、其他畑に對して、生産に必要な場所として以外に、別の觀念が伴つて居た事實等を知るに至つて、いたく興味を刺戟するものがあつた。殊に前々からさうした現象に、多少關心を抱いて居た關係から、新たな欲望が頭を擡げて來た。それは斯の機會に、多少に拘らずさうした事例に注意して置く事が、將來何かの役に立つかも知れぬ。或ひは農業經營に於ける傳統的理法の存在を懷ふ上にも、見逃せない。家の繁榮と存續を期する上に、如何に多く生産すべきかの一方に、如何に生活すべきかの欲求が、より識烈であつた事の、前提となるものがあつたかも知れぬ。或ひは本記錄作製の動機にしても、何等か古い生活理法に據るものがあつたらう。其の他土地開發の形式等にしても、或種の原始樣式の遺るものは無かつたらうか。單純に、作物覺帳の經濟的意義を索めようとの意圖は、中途で斯うした蕪雜な興味と欲求を喚び起したのである。

七　作物覺帳の持つ資料價値を、經濟的により意義あらしめる意味で、畑地の變遷を訊し、各個の面積を擧げて、各作物の年々の配分狀態を、數量的に示さんとの意圖も、決して捨てた譯では無いが、一方覺帳の記載樣式は、それを試みるには、餘りに概念的であり感覺的で、正確な數字等は索められない。例へば一つの畑に就いて、作物が一種類であつた場合は、畑地の面積が基礎ともなるが、二種以上の場合に、上半分何々、下幾畝(ウネ)何を作り申候の記述では如何とも致し樣は無い。假りにそれに依つて作附けの面積を算出せんとすれば、至る處に臆斷の力を借らねばならない。仍つて各畑地に就いて、現在に準據する基礎事實の提出を試みるにとゞめ、それ以

上には亙らぬ事とし、別に家を中心にして、漠然ながら、生活の跡を親ふに足る資料の詮索を期する事とした。

然しそれを爲すにも、格別記錄等がある譯では無いから、總て傳承に俟たねばならぬのであるが、平凡な農家の、殊に本村から離れた小部落の事で、家人以外には、其の適任者を求め難い。處が幸ひな事には、同家の現主人の祖母で、現在八十八歲（昭和八年）の高齡にあるぜん女が、尙矍鑠として居た事である。同女の記憶力の旺盛は、村內でも評判で、殊に女性傳承者の特徵たる觀察が精緻で、概念的に走らぬ事が、斯種事實の探究にはむしろ適當であつた。其上にも一つの僥倖は、同女が家附きの娘として、覺帳の創始當時二十一歲であつた學平にも、幼少時代親炙して居り、その他家に關する見聞も永いばかりでなく、父親の早世から、早く養子を迎へて家庭の中心として、多くの體驗を有つて居た事である。

七　其處で同女に就いて、幼少時代よりの見聞と經驗を、努めて多く語つて貰ふこととし、その方法として、夏目一平氏に懇願して、各種の觀點から質問を發して、その回答を筆錄して頂く事とした。夏目氏は身邊御多忙の際に拘らず、機會を求めては、同女を訪れ、爐邊語りの徒然にその談話の相手になり、或時は共に畑の路を逍遙して思ひ出を辿り、更に他から獲た事實に就いて、その說を提出して老女の記憶の刺戟に努められたりした。之に對して、私自身も以來何回となく同地を訪れた結果、僅かながら所期の目的に近づく事が出來た。其他問題に依つては、大正十五年以來、同地方から獲た見聞と、一方文書資料等の、索むべきものは參考とする事にした。

八　私の試みた記述は、作物覺帳閱覽の參考としては、問題の範圍が限られて居り、一方生活を中心とすると言ひ條、何等系統的のものでは無い。個々の條項が、何れも斷片的で、挿話的分子の羅列であつたが、之は一つには、本記述が大部分前記ぜん女の記憶に依つたものであり、然も夏目氏の努力の賜である事から、能ふだけ原型を傳へん事を期した爲めで、家の歷史が傳承として保存される上に、果して如何なる形式に據るか等の事實も、併せ識る便宜をも思つたのである。尤も一部分覺帳の記述を、經濟的に裏付ける如き、數字の配列等を試みた場合もあるが、之はむしろ覺帳に對して同家の傳承を、對趾的に配列する事の興味に過ぎなかつた。

斯の意味から、同一家に保存されたもので、「恐入心用之事」と「農民常に可心得事」を、附錄として併せ收錄する事とした。之は安政二年に浚した同家の學平の筆になるもので、前書は家の年中行事又、後者は農業に對する心得を子孫の爲に記したもので、宮崎安貞の農業全書の書拔きであるが、共に作物覺帳と併せ觀る時、意義の一層多きを思ふのである。

別に畑地の土壤を識る便宜として、愛知縣安城農事試驗場と、九州帝國大學農學部化學實驗室に依賴して、土壤分析表を添へ、愛知縣測候所調査に基づく等溫表、雨量圖、及び同所田口支所に於ける最近三ヶ年間の氣象測定表と、下川村下田佐々木勝氏に依る雨量側定表を參考として揭出した。畑地の傾斜度の測定は下津具村役場に依賴せるもので、その他は總て自分の作製せるものである。

二　土地と交通

一　柿ノ澤宇連を中心とする土地の概念と、交通の沿革を簡單に記すと、柿ノ澤宇連の在つた北設樂郡は、三河の東北隅を占めた山地で、東は天龍川を隔てゝ靜岡縣周智郡に境し、北は長野縣下伊那郡及び岐阜縣に接して、恰も南走せる木曾山脈の三河に入る劈頭を爲して居る。斯の地域から發する豊川及び矢作川は南東に向つて流れ、一方大入・振草の二川は東流して天龍川に濳ぐのである。これ等の河川の分水地域に下津具があつたので、柿の澤宇連はそれより少しく山中に分れた、山懐ろの小部落である。(地圖參照)

二　柿の澤宇連の本村を爲す下津具の地名は、隣村上津具に對する稱で、古く斯の高原地を津具村又は津具の里など謂ひ、或ひは知久・知具の轉訛とも謂ふが、(津具往來)確實な根據は無い。

要するに山間僻陬の平凡な土地であつて、傳承に依ると、戰國時代に甲斐の武田信玄が信濃の南部を攻略し、更に國境を超えて三河に進出して勢力を張つた當時、此地に金鑛を發見し、盛んに採掘を試みたとの說があつて、其跡を金掘りと稱へて居るが、是亦史實に徵すべき物は無い。降つて德川幕府の時代に入り、寬永七年の水帳には、下津具村の名があるから、當時は行政區劃の上から、既に上津具とは分離して居た事が窺はれる。

當時南・北の二村に分れて、行政區劃上では、下津具村北方であつた。今德川時代以降現今に至る行政管轄の沿革を見ると次の如き變遷がある。

寬永七年——寶永五年　德川氏直轄——天領
寶永五年——正德五年　小田原大久保領
正德五年——明治元年　三河擧母(コロモ)內藤領
明治元年——同　五年　擧母縣
明治五年——同　六年　額田縣
明治六年——同十一年　愛知縣豊橋支廳
明治十一年——以　降　愛知縣北設樂郡役所

斯くして、明治二十二年町村制度實施に伴ひ、南方村と合併現今の下津具村を成した。

三　土地高峻の爲め氣候冷凉であるが(下津具聚落地標高六七〇米突)平坦地が比較的多かつた事から、水田が多く展け、米の收獲は郡內としては優位にあつたが、之を舊幕時代の高辻に就いて言ふと

七拾壹石壹斗四升貳合　寬永七年水帳
百三石九斗七升四合　同十三年皆濟目錄

村松家作物覺帳

百三石九斗八升　　寶永五年村差出帳

百四拾五石三斗五合　　慶應元年村高書上帳

次に地理的環境を云ふと、同じ郡内でも、矢矧・豊川の溪谷に接した地方と、天龍川に接壌した東部とは地勢に於て著しい相違があり、東部は西部に比して、表面に對する裏の如き關係を示して居り、山は一層嶮峻で耕地に乏しく、一帯に陰冷の感が深い。其處には三十六（舊幕時代）の村があり、悉く德川氏直轄で、高辻も三千石内外に過ぎなかつた。之に反して西部は後に云ふ中馬街道にも沿うて居り、土地は肥沃ではないが田地も多く、文化の程度も稍高かつたと云へる。下津具村は總ての點に其中間に位置して居たと言へるものである。

下津具村最近三ケ年間の戸口表（下津具村役場調査）

年次	戸數	現住人口			本籍人口		
昭和六年	三五六	二、一三一	男	一、一一二	二、五九二	男	一、三三一
			女	一、〇一九		女	一、二六一
同七年	三五七	二、一二三	男	一、一一三	二、六〇九	男	一、三五一
			女	一、〇〇〇		女	一、二五八
同八年	三六〇	二、一八〇	男	一、一三九	二、六四一	男	一、三七二
			女	九七九		女	一、二六九

四　下津具を中心とする交通とその沿革を云ふと、三河の豊橋市を起點として、長野縣飯田町に通ずる伊那街道の沿線に當り、長野縣根羽（下伊那郡）と、三河の田口（北設樂郡）の中間に位置する。伊那街道は、舊幕時代から信三兩國を繋ぐ重要の交通路として、一に善光寺街道とも謂ひ、東海道から三河の鳳來寺を經て、鹽尻——松本を經由し、善光寺（長野市）間を聯絡する道者街道でもある。

一方經濟的には、信濃の松本を基點として、飯田——根羽——新城——豊橋を繋ぐ所謂中馬街道で、南信濃に於ける物質供給の一幹線を爲して居た。中馬は舊幕時代に、信濃を中心に發達せる一種の運輸交通の機關で、その沿革は遙かに古かつた事が想像せられるが、後には、沿線住民に依つて、專ら信濃に來往する物資の繼送が行はれたが、其間度々荷主馬子間屋を繞つて利害の衝突から紛爭が續けられ、その結果明和年間に至つて、幕府の裁定に依り運輸機關としての規格等も、略々具へるに至つたものである。

五　飯田から南に降ると信・三の國境線に在る根羽で道は東西に分岐する。西に向ふものは國境を踰えて三河の足助（東加茂郡）に入り、其處を基點として岡崎又は名古屋に通ずる。一方東に進んだものは、國境から上・下津具を經て豊橋に出たので、前者の西路に對して、後者を專ら東路とも呼んだ。道路發達の沿革から云ふと、東路は西路に比して、幾分後れて居た感があるが、德川末期より明治初年には、遠江方面との聯絡から、交通は頻繁を加へ、明治四十四年、鹽尻名古屋間を繋ぐ中央線鐵道開通當時迄殷盛を續けたのである。前述の如き交通の關係から、下津具村地方が、山の奥とは言へ、全く袋の底の如き僻地とは言へなかつた。唯一應考慮した

いのは所謂中馬街道が、今日の道とは比較すべくも無いもので、幅員二尺乃至三尺程度で、嶺を跨ぎ谷を渡つて漸く通じてゐた事は、現今も残る舊街道に依つて相像する事が出来る。

六　親帳の記載様式は、すべて原型のまゝであるが、閲覧の便を思うて後註及び脇註に依り説明を試みた。尚畑名には略語を用ゐ、その他宛字假名書等區々で、頗る難解の感あるが、之はそのまゝとした。後記の「畑について」を参照されたい。作物は上段に記してあるが、間々逆になつたものがあるので、それ等は上段に括弧して掲出する事とした。

柿ノ澤宇連畑地見取圖

寛政十年

萬作物覺帳

午正月吉日

柿平
與兵衛

寛政十午年

一稗
はざバ
中ぎれ
まやの下方
子(こ)やの前
高石掛上
同　下
はわる西壹升蒔(ば)
から澤下東方
下前二きれ
入どうばた

一莨
前　畑
ほつ　畑
から澤下西下壹升蒔
から澤西四升蒔

一大根

一豆
平畑東方
一きび
はかの前
山神前下半きれ
一はまめ
久保畑
一いも
澤　向
平畑西
下道上二きれ
下のはづれ
はわる二切(ば)
山神前上半切

一粟

註　脇註は註者の記入

寛政十一未年初り

一稗
前畑澤向
から　澤迄
ばわる二切

一莨	くぼはた
	ほつ畑　下道上三切
	下はずれ
	高石掛上
	馬屋の下方上
	小やの前はかの前
	中切下
	下ノ前下方
一大こん（茄）	はさバロはなす
一大豆	から澤下四升蒔
	中切口壹升蒔
一はまめ	中切四升蒔
一きび	はわる西方
一粟	から澤東口壹升蒔
一いも	まやの下方
寛政十二申年	高石懸ケ下
一稗	下前畑
	道上はわる西迄
	から澤東下方
	下前二切
	はさバ中切
	入どうはた
一莨	澤向平畑西
	はわる久保畑
一大こん	平畑東方
一大豆	ほつばた
一はまめ	下道上三切
一きび	から澤西方口
	壹升五合蒔

一芋	から澤東方口壹升まき
一小豆	前畑から澤西下
	三升五合蒔
享和元酉年	下はづれ
一稗	
	前畑又澤向ふ
	から澤迄
	はわる　下道上三切
	久保畑ほつ畑
	下はづれ
一莨	はさハ中切
	下の前
一大こん	高石掛下はわる壹切
一大豆	馬やの下方東上方
一あい	馬や下方西之方
一なす	馬や下東下方
一はまめ	下前東方
一きび	入どうばた
一いも	うらばた
一小豆	馬や下口高石掛上通り
	から澤東方
	から澤東方下壹升蒔
享和二戌年	
一稗	道通りはわる西半切
	うら畑　中切
	はさハ　から澤東方
一莨	下前二切入どう畑
	平畑東方
	から澤西方
	下道上三切下はづれ

一大こん　ほつ畑（畑脱カ）
一大豆　前口
一はまめ　同下
一切いも　同口六さくり
一なす　同次二五さくり
一きび　久保畑口壹升五合蒔
一粟　はわ（る脱カ）二切下
　西方五合蒔
一いも　澤向
　平畑西方
　久保三升五合蒔（畑脱カ）
註　さくりは畝（ウネ）の意、一さくり二さくり等いふ

享和（脱カ）三亥年
一稗　前畑

　澤向ゟから澤迄
一はわる　久保畑
　ほつ畑　下はづれ
一切いも　馬や下方
一なす　高石懸下
一きび　はわる西方
一粟　入どうばた
　はかば前
一大豆　馬や下口　うら畑
一は豆　下前
一あい　中切
一きび　同口壹升蒔
一あは　高石懸上
一いも　小屋前
　はさは　下前東方

一なす　中切下西方
一小豆　畑（脱カ）中下東方

文化元子年
一稗　はざバ中切

一莨　馬や下　うらはた
一大こん　上通り　はわる西方迄
一豆　から澤東之方
一きび　下前　二切
一はまめ　入どうはた
　前畑はつ畑
　平畑西方
　久保　畑
　はわる
　澤　向

一いも　平畑東方
一あわ　から澤西方
　下道上壹切
　下はづれ
　山神前
　下ノそら

文化二丑年
一稗　前　畑

一莨　澤向ゟから澤迄
　下道上三切
　久保　ほつ
　はづれ
　外田口（畑脱カ）
　浦馬や下口

高石掛上上通り
下前下方
一大こん　はざバ
一豆　から澤東方四升蒔
一きび　馬や下方
一あわ　はわる
一はまめ　高石（懸脱カ）下岩畑迄
一いも　中切　下前
一小豆　から澤口壹升蒔
　入道　畑

文化三寅年
一稗　うらばた
　道上通り
　はわる壹切

はざハ中ぎれ
向二切から澤東方
下前二切のち（*）二切
入道ばた
一莨　澤向　平畑西方
　はわる　山神前
　下はづれ
一大こん　から澤西方中
一大豆　ほつ畑
一生豆　平畑下
　から澤口十六本（*）
一きび　下うら
一あわ　下道上　から澤下方
　口に十壹本
一いも　前畑　久保畑

一あづき　外田口
一なす　から澤西方下タ
註　のちは野地畑。十壹本は十一畝（ウネ）なるべし

文化四卯年
一稗　前畑　澤向ふから澤迄
　はわる　下道上三切
　久保　ほつ　はづれ
　そと田の口　向一切
一大豆　下前下方
一莨　はざハ　中切　下前
一大こん　こやの前　高石掛上
一あわ　うら半分　から
　澤口壹まい
一なす　うらばた
一小豆　入道ばた
一はまめ　はか前　さや下口半分

一あい　まや下口半分
一いも　下（*）はざかけ　石（脱カ）
　馬や下高　掛下岩畑迄
　から澤東四升蒔
註　下はざかけは、下はざ場に掛けの意か

文化五辰年
一稗　うらふ道上岩畑迄
　から澤東方
　下前壹切　半入道
　のち二切
　中切　はざハ
　から澤西　平畑東
　下道上貳きれ
一大こん　久保畑下三升五合蒔
一大豆　前畑口

一は　豆　　前畑下
一な　す　　前畑脱カ口
一あ　わ　　下前下方下弐升蒔
一い　も　　平畑西方

澤向　はわる
山神前
一小　豆　　ほつ畑下方
久保畑口壹升五合
一そ　は　　下はづれ
一切いも　　はさバ口
一ほつ畑上方　　久平いもを作る
（久平いも）

文化六巳年

一稗　　前畑　澤向〻
から澤迄道上二切

一大　豆　　久保　ほつ　はづれ
一莨　　外田ノ口　向壹切
中　切
馬や下方　高石懸
下　はわる　岩畑迄
から澤東　入道畑
一い　も　　うら　馬や下口
高石掛上迄
下前下方
一大こん　　下前畑
一は　豆　　はさバ　中切下
はさバ口
一なす切いも　　はわる　山脱カ神前
一粟　　野地壹きれ
一小　豆　　同壹切
一そば

文化七午年

一稗　　はさバ中切
うら畑道上通り
岩畑脱カ迄
から澤東　下前二切
入道畑　野地二切
向二切

一莨　　前畑　ほつ畑
向壹切孫*六

一大こん（なす、さゝげ）　　澤向二切内なすさゝげ
一大　豆　　久保畑
一は　豆　　平畑西　はわる
一い　も　　平畑東
から澤西方
下道上二切

一あ　ハ　　中切口壹升蒔
下はづれ
一小　豆　　山神前
一小豆そバ　　外田口

註　孫六の意味不明、品種なるか

文化八未年

一稗　　前　澤向〻から澤迄
道上三切　久保　ほつ
外田口

一大こん　　下前壹升五合蒔
はさバ下弐升蒔
から澤東方壹升五合
屋脱カ
うら　馬　下口
高石掛上通り

一莨

下前下方
のぢ一切
一豆　から澤東方三升五合
一あ　ハ　まやノ下
一は　豆　高石脱カ掛下
一い　も　中切　はざバ中
下前貳升五合
一小　豆　ばわる
一な　す(切いも)　はざハ　並ニ切いも
今年より彌四郎江分ル
一豆*は豆　入道畑彌四郎分
註　豆は豆は、豆及び葉豆の意なるべし

文化九申年
一稗　道上通り

はわる西迄
はざハ　中切
向二切　から澤下方
一莨　澤向　平西方
はわる　山神前
向壹切
一大こん　平畑東方
一大豆　から澤西方尻
一は豆　から澤西口
一粟　から澤東中
一い　も　前　畑
一な　す　うら畑
一小　豆　下道上壹切

文化十酉年

一稗　前畑脱カ　から澤ゟ澤向
はわる下道上二切迄
一粟　から澤西下
一い　も　から澤東口高石懸下岩畑
一莨　中切はざハ
向二切
一大豆　高石掛上
一は豆　はかの前
馬や下口
うら畑
一大こん　馬や下
から澤東下
一小豆　小や前
西*東
一なす　あい　中切

註　西、東は、中切畑の區畫なるべし

文化十一戌年
一稗　うら半分道上通り
はわる　岩はた
はざハ　中切
から澤東方
一なす　こほう　さゝけ　うら畑西半分
一大豆　はわる
一莨　平畑　から澤西
下道上壹切
一小豆　山神前
前脱字あるべし　さくり
一はまめ　前畑中

一大こん	畑脱カ	前口ト下ト
一切いも		前口六さくり
一いも		澤向　平畑
一あ　ハ		高石懸ケ上三分二
今年ハかす*を作り		
はた入くみ申候		
註　かすは數の意にて多きを云ふ		
文化十二亥年		
一稗		前　澤向ゟから澤迄
		下道上二切向壹切
一いも		うら　馬や下口
		高石懸上通り
一莨		高石懸下　岩畑迄
		から澤東方
一大こん		中切下だん
一小豆		中切下上たん
一あは		貳升五合蒔
一あい		ばわる
		中切口貳升五合 蒔脱カ
		中切口
文化十三子年		
一稗		はさハ　中切
		うら　馬や下口
		はわる迄
		から澤東方
一なすさゝげ		馬や下尻
一莨		前　畑
一小豆		下道上　澤向口七合 蒔脱カ

一いも		から澤西　平畑東
一大こん		平畑口
一粟		山神前　馬や下壹升 二三合
一切いも		中切口
一あい		はさ　ハ
文化十四丑年		
一稗		前畑　澤向ゟから澤迄
		下道上二切
		馬や下是ハ
		あハと立かへ
一粟		平畑口
一莨		うら馬や下口上通り
		高石掛上
一大こん		はさバ
一はさハ		なすさゝげ
○（なす、さゝげ ごま、あづき）		ごま、あづき
一いも		中切
一大豆		岩畑
一はまめ		高石懸下
一小豆		小や前
文政元寅年		
一稗		はさハ　中切　うら畑
		道上通り岩 畑脱カ 迄
一いも 脱カす		前 畑脱カ
一な 切 いも さゝげ		前　口
一あは		下道上二切
一大豆		から澤口
一はまめ		から澤下
一大こん		平畑下三升五合

一莨	澤向 平畑西方	
	平東 たの口迄	
註 何升何合等あるは總て蒔の意なり		
文政貳卯年		
一稗	前 澤向 から澤迄	
一莨	はわる下道上通り	
一粟	はさハ中切	
	から澤口壹升五合	
	よこばた東	
	高石掛下	
一大こん	岩畑迄うらばた	
一大 豆	馬 や 下	
一小 豆	中切下半分高石懸上	
	馬や下口	
一はまめ	小屋前はかの前	
一あ い	中切下半分西はさハ	
一なす	前 口	
一さゝけ、きりいも		
文政三辰年		
一稗	中切 はさハ 馬や下	
（なす、あい）	高石掛下岩迄（畑脱カ）	
	平口東澤向口	
	（なすあい）	
	うらばた	
一莨	から澤 平東口はひへ	
（ひへ）	道 上	
一小 豆	山神前	
一大 豆	前 下はわる	
一大こん	前 口	
一いも	高石掛上 平西	

一はまめ	のき通り	
一あ ハ	中切下	
	澤向 むかへ まかへ	
	高石掛	
文化（政）四巳年		
一稗	前はたハ稗かや*し	
	平畑ゟから澤迄	
	下道上二切	
一莨	馬や下 高石懸下	
一いも	岩畑 中切下たん	
	澤向一切うら馬 屋脱カ 下口	
	小屋前はかの前	
一大 豆	澤向下たん	
一小 豆	はわる	
一あは	中切下	
一大こん	中切中	
一なす	中切口	
一はまめ	高石懸上	
註 かやしは反しにて連作		
文政六未年		
一稗	前はたは稗かやし	
	澤向下迄うら	
	馬や下 高石懸上西	
	下道上二切	
一大こん	高石懸上東	
（小豆）	*ひこ 小豆	
一いも	中切下迄	
一大 豆	馬や下高石懸岩迄（畑脱カ）	

一小　豆　　ばわる東小や前
一はまめ　　はかの前
註　ひこは不正形畑の外端を謂ふ

文政七申年
一稗　　はざハ中切
一莨　　道上通り不殘
　　畑脫カ
一大根　　浦　殘
一いも　　前　畑
一莨　　澤向　平畑西
一大　豆　　東平　畑
一あは　　から澤下
一大　豆　　から澤口
一小　豆

文政九戌年
一稗　　はざハ中切
一莨　　高石掛下上
一いも　　道上不殘
一大こん　　東平　から澤
一あは　　うら　澤向上たん
一あづき　　西平畑
一大　豆　　前　口
一小　豆　　前　中
　　前
　　前　下

文政十亥年
一稗　　前　澤向ゟから澤迄
一莨　　うら　馬や下
　　高石懸下

一芋　　岩畑中　切下たん
一なす　　馬や下口
一大こん　　高石懸上小畑不殘
一大豆　　中切中
一あは　　中切下
一大豆　　はざハ口
　　はざハ下
一小豆　　東ばわる
　　山神前

文政十一子年
一稗　　はさハ　中切
　　道上通り不殘
一莨　　前　畑
一いも　　平東　から澤迄

一大こん　　西平口
一大豆　　澤向下段
　　西平下
一なす　　澤向口
一あは　　澤向下
一小豆　　東平口

文政十二丑年
一稗　　前畑澤向ゟ
　　から澤迄
一莨　　馬や口高石懸ケ上
　　うらばた上通り
一いも　　中切下段迄
一なす切いも　　はさバ口
一小豆　　はさバ中

一大こん　はさハ下
一あは　馬や下
一大豆　高石懸下　岩畑迄
一小豆　はわるゞ神前（山脱カ）

文政十三寅年（天保元年）
一稗　はさハ　中切
一莨　うらゞ道上通り
一いも　澤向　平畑西
一大豆　前　畑
一小豆　から澤下
一大こん　から澤口
一切いも　東平畑下
一なす　中切口
　前　口

天保二卯年
一稗　前畑　澤向ゞ
一莨　から澤迄
一あは　はさハ
一いも　中切上段
一大こん　中切下段
一大豆　馬や下　高石懸下
一小豆　岩畑迄
　高石掛上西（上脱カ）
　高石懸東
　馬や下口上通り
　はわる　山神前

天保三辰年
一稗　はさハ中切

一莨　道上通り
一あは　から澤
一いも　平畑東方
一大こん　前　中
一大豆　澤向　西平畑半分
一小豆　前　口
　西平口前下
　前　中

天保四巳年
一稗　前　澤向ゞ
一莨　から澤迄
　中切下だん
　馬や下　高石懸下
　岩畑迄

一あハ　はさハ口
一大こん　中切中十五本
一さゝげ　中切口
一大豆　中切下
一小豆　はさハ下
　はわる
一いも　山神前
　馬や下口
　高石懸上上通り

天保五午年
一稗　はさハ中切
　道上通り不殘
一莨　前　畑
一いも　から澤　東平畑下
一小豆　うら畑少し

一大こん	西平畑三分二
一大豆	東平畑
	西平畑下
	澤向上十本
	澤向下段
一あは	澤向口七分
一切いも	中切口
一なす	うら畑西方
天保六未年	
一稗	前　澤向ゟ
	から澤迄
一いも	中切下迄
一莨	馬や下口　うら畑
	高石懸上上通り
一小豆	はざバ中
一大こん	はさハ下
一あは	馬や下
一大豆	高石掛下はわる迄
一小豆	はわる　山神前
一茄子	うら畑
一きりいも	うら畑
天保七申年	
一稗	はさハ中切
	道上通り不残
一大こん	東平畑口六分
一莨	澤向平畑
	東平下三分一
一あは	前口　中切口

一いも	前　畑
一大豆	から澤下
一小豆	から澤口
一茄子	うら畑
一切いも	うら畑
天保八酉年	
一稗	畑脱カ
	前澤向ゟ
一莨	から澤迄
一いも	中切はざバ
	馬や下　高石懸下
	岩畑迄
一大こん	高石掛上
（さゝげ）	東口五六本さゝげ
一あは	長　畑
一稗	馬や下口　はか前
	小屋の前かやし
一小豆	はわる　山神前
天保九戌年	
一稗	はざバ　中切
	道上通り
一莨	から澤　東平畑
一いも	澤向　西平畑
（小豆）	下半分口半分　小豆
一大こん	前　口
一あは	前　中
一きび	前　下
一稗	前畑下ひこ
	稗かやし

天保九戌年（こゝにて筆者代る　天保九年重複す）

一稗　中きれ下段迄
はざバきれ迄
道上不残
一たばこ　山神之前迄
からさわ
一いも　東平畑一切り
（小豆）　澤向二きれ分
西平畑下半分
一大こん　同口半分　小豆
一粟　前畑口
一きび　同畑中
一稗　同畑續き
同畑下ひこ
稗かやし

一さゝげ　中きれ口
一なす　うら畑

天保十亥年
一稗　前畑ゟ澤向
一たばこ　平畑　から澤迄
長畑ゟ馬や下
一粟　*大石懸ケ下　岩畑迄
一大こん　はさば口
一さゝげ　中きれ中十五本
一大豆　中きれ口
中きれ下モゟ
一小豆　はざバ下
一いも　ばはる畑ゟ山神前
高石懸上ゟ墓之前

天保十一子歳
一稗　馬やの口迄
はざバきれゟ
中きれ下段道上
山神前不残分
一たばこ　前畑皆
一芋　から澤　東平畑下少々
一小豆　うら畑少
一大こん　西平畑三分貳
一大豆　澤向上十本
同下段ノ皆
一粟　澤向口七分
一切芋　中きれ中

註　大石懸下は高石懸下なるべし

天保十二丑歳
一稗　前畑ゟ澤切
一いも　平畑から澤迄
一莨　中きれ下段迄
馬やロ　小や前ゟ
はかの前　高石懸上
うら畑東少々
一大こん　はさば　同下莨
（莨）
一粟　馬やの下
一大豆　高石懸下ゟばはる西
一小豆　東ばはる山神前
一茄子　うら畑　同切いも
（切いも）

天保十三寅歳
一稗　はさバ切れゟ

	中きれ下段道上
一あわ	山神前迄不残
一同	前畑中十貳本
一莨	中きれ口ひこ
	澤向より西平畑
	うら畑東少々
一大こん	東平畑口六分
（さゝげ、莨）	下三分は六本さゝげ
	残たばこ
一大豆	から澤下
一小豆	から澤口
一芋	前畑下口
天保十四卯歳	
一稗	前畑澤向から澤迄
	はさバのきれ口
	半稗返し

一あわ	長畑
一小豆	ばわる畑 山神の前
一いも	馬や下 高石懸下 岩畑迄
一大豆	馬屋の口 小屋の前
	はかの前 はさバ下半分
一大根	高石之上東シ西口五六本
一さゝげ	高石懸の上西畑ひこ
一大豆	高石懸之上西畑中四五本
天保十五辰歳（弘化改元）	
一稗	中きれ下タたん
	はさば下タ半分
	道上山神前迄不残

一大根	前畑口拾七本
一粟	前畑中二十五本
一大豆	前畑下不残
一同	はさば口半分
一同	東平畑下半分
一同	西平畑下少々
一あい	東平畑口半分
一小豆	西平畑中少々
一さゝげ	西平畑中九本
一いも	澤向二タ切れ
	西平畑口半分
一莨	から澤壹切れ
一さゝげ	浦畑少々
一切芋	浦畑東口六本

弘化二巳年	
一稗	前畑 澤向 平畑
	から澤迄
一莨	高石懸下 岩畑
一あわ	はさバ口二十五本
一大豆	はさバ下タゟ
	中切レ下モ二十本
一いも	馬屋下タ壹切
	馬屋の口 小屋のまへ
	はかのまへ 川向畑
	二タ切れ
一あい	中切レ下段 高石懸上
一大根	中切レ中十五本
一きりいも	中きれ口ひこ
一小豆	ばはる畑ゟ山神前迄

一さゝげ	浦畑中少々
弘化三丙午年	
一稗	中切れ下段道上残す
一莨	前畑不残
一いも	から澤　浦畑東少々
一小豆	東平畑口よこ畑ほど
一あい	同中十八本
一大豆	はさば下
	東平下西平畑下
	澤向上段下半切レ
	同下段不残
一大根	西平畑口七分
一さゝげ と脱カ	澤上段向脱カ西少々
一さいも	浦畑中少々

一あわ	はさば口廿五本
一なす	馬屋下ひこ
弘化四丁未年	
一稗	前畑より澤向
	から澤迄
一粟	長畑稗かへし
一大豆	馬や下少々
	ばわる西半分より
	岩畑迄石懸高脱下馬や
	下中之内少々
一莨	高石懸上小屋之
	前　はかの前馬やの
	口はさば中六本
一あい	中きれ下モ六本

一大根	はさばきれ下タ
一いも	はさばきれ口十八本
一小豆	中きれ　向畑二タ切れ
	山神前　はわる畑
	東之内不残
一なす	馬屋の下タひこ
一さゝげ	馬屋中下脱カ　はさの口西方
	半分十二本混合
嘉永元申年	
一稗	はさバ中切れ上段
	山神前ゟ道*不残
一いも	長畑ゟ前畑
	かじや*敷ゟ下タ
一大根	東平畑七分下タ

一莨	東平畑上三分
	西平　澤向二タ切れ
	向畑二タきれ
	前畑四十八本
一あわ	前畑中さゝげ三本
一たばこ（さゝげ）	から澤口十七本
一小豆	から澤下モ不残
一大豆	註　道不残は道上不残なるべし。かじ屋敷は前畑中に在り
嘉永二酉歳	
一稗	前畑ゟ澤向
	からさわ迄残なし
一大根	高石懸上東方
	同西上四本
一あい	高石かけ上西方

大根の下不残
中きれ口半分餘
はさバきれ〻
中きれ下も十本
中切れ下タ長畑
高石かけ下〻岩畑
向畑貳タきれ
馬屋之切〻
小屋前はかノ前
小畑不残
馬屋ノ下タひこ
馬屋の下なすの上少々
東ばハる畑　山神前迄

嘉永三戌年

一稗　はさバ〻中きれ
一小豆　下タ段道上不残
一たばこ　東平畑口
　からさわ
一大根　東平畑中〻下タ
　前畑十六本
一大豆　前畑中五十貳本
一あわ　同下三十六本
一いも　澤向〻西平畑
　都合三きれ
一なす　馬屋ノ下ひこ
一さゝげ　澤向口ひこほど

嘉永四亥年

一稗　前畑〻から澤迄

一大根　中きれ口通りうね
　八本ひこ残　不脱カ
一大豆　中きれ下不残
一莨　中きれ下だん
　岩畑　高石懸下
　馬やの下半分
一いも　高石懸上〻
　小やノ前はかノ前
　馬やノ口
一さゝけ　馬やノ口はさノ口少々
一小豆　ばはる畑　山神前
一あわ　はさバ下タ三分

嘉永五壬子年

一稗　道上不残中切

一あわ　下たん長畑
一小豆　はさハ中三十本
一莨　同中十一本
一莨　同下八本
一大根　前畑不残
一さゝけ　西平畑下七分
一大豆　澤向下だんひこ少々
　澤向上だん下だん
　西平畑口東平畑下七分
一小豆　東平畑口ノ中六本
一こうぼういも　同畑八本
一あい　はさバ口八本西半分
一きりいも　同口八本東半分
一浦畑小物いろ〳〵

嘉永六丑年

一稗	前畑はさば下タ
	澤向ゟから澤迄
	岩畑稗かやし
	高石掛下かやし
一いも	中きれ壹キレ
一なす	長畑東ノ方
一あひ	同畑なすノ西方
一さゝげ	同畑あいノ中
一あい	同畑西方
一莨	馬屋ノきれはかのまへ
	小屋ノ前高石掛ケ上
	山神ノ前
一小豆	高石掛ケ下道ばた
	ひこ共ニ十三本
一大根	はさバの口十九本
一粟	ばはる畑二タきれ

安政寅元年

一稗	はさバ中きれ下タ段
	道上不残
一莨	澤向二タ切西平畑
	から澤下九本
	東平畑口十三本
一大根	東平畑下タ
一大豆	前畑中かじ屋敷上の
	くき*ゟ上其内少々
（なす）	なす
	から澤中
一あい	浦畑

一小豆	から澤口十五本
一きりいも	はさバ切下ひこ
一さゝけ	はさバ切ひこ東少々
一いも	前畑かじ屋敷上の
	くき*ゟ下タ不残
一あわ	高石懸下七分下タ
（稗）	三分ハ稗かへし
	岩畑稗*かへり

註　かじ屋敷上のくきはくちの誤りか
岩畑稗かへりはかへしの意なるべし

安政二卯年

一稗	前畑　澤向ゟ
	から澤迄馬や下タ
	壹切稗かへし
一大根	高石懸上東同
一莨	西中二本
	はさバゟ中きれ
一大豆	高石懸上西畑長貳本と
	ひこ也
一大豆	高石懸上西方口少し
（ごま）	小や前はかの前少し
	西ばはる畑東小畑ハ
	ごま
一あわ	中きれ下段西方
	はさバきれ下
一なす	中きれ下段東へ
一いも	高石懸下岩畑
	浦畑西方
一きりいも	浦畑東少々

一さゝけ（こうぼいも）	山神前下タ中ハこうぼいも
安政三辰年	
一稗	はさばきれ中切下だん
	山ノ神前ばはる不残
	高石縣下上　小屋ノ前はかの前迄
	稗かやし西平畑
一莨	下四十五本ひこ五本
	から澤東平畑下
	三十五本
一いも	澤向二タきれ西平畑
	ロちうね十貳本
一大豆	馬屋ノ下不殘壹切
一大根	前畑中
一栗	前畑口拾五本
一小豆	前畑下ひこ共に廿七本
一さゝけ	東平畑口十貳本
一きりいも	馬やノ下畑中少々
	同畑はざノきわ下タノ角
一なす	澤向下だん西詰ばた少々
一あい	浦畑少々其外小物色々
安政四巳歳	
一稗	前畑　澤向
	平畑東　からさわ
	西平畑口卅本
	はさば稗かやし

一あわ	中きれ口ひこ
一さゝげ	夕長五十一本
一大豆	同東方少々
	同西方十本ほど
一大根	同しりえ八本
一小豆	小屋のまへ
一いも	高石懸上馬やの下方
	口半分夕はかのまへ
一莨	高石懸下岩畑
	中きれ下段
	馬やの下半分
一大豆	山神まへばはる畑
	貳夕きれ
一なす	馬や畑莨いもの間少々
一ゑんどう	西平畑に十三本ほど
安政五戊午歳	
一稗	道上不殘　中きれ
	下段迄澤向下段かへし
	東平畑西平畑下
一小豆	西平畑口二十八本
一あわ	はさハ中三十五本
一大根	はさバ下十九本
一いも	からさわ
一なす	上*だんさわ向
	西の方下
一さゝけ	同西方口
一莨	同畑東の方
	半ぶん前畑不殘
註　上だんさわ向は、澤向上段なるべし。	
安政六未年	

一稗	前畑　澤向ゟ西
	平畑　から澤　高
	石懸下是ハ稗かへし
	はさ場きれ稗かへし
一莨	馬屋の下口高
	石懸上　はかのまへ
一大根	小屋のまへ　浦畑西
一いも	少々　山神前
	東平畑下タ
一なす	中切ゟ下だん西六分ば
	かり
	同畑東の方二百四十ば*
一あわ	かり
	澤向下だん口十五本
(稗)	残りハ稗かへし
	東ばわる畑

一さゝけ	東平畑口十貳本
一小豆	ゑんどうの次と
	岩畑東平畑さゝけの下
	六本
一きり芋	うら畑中少々
註　なす二百四十は苗の數なるべし	
萬延元庚申年	
一稗	中きれ下だんはざば稗
	かへし
	山神前東ばはる畑
	馬屋の下タ高石懸上ゟ
	上小畑不殘　東平畑
一莨	澤向二た切　西平畑
	前畑下タひこ共九本
一大根	高石懸下なすさゝけの
(なす、さゝけ、大根)	残り大根

一大豆	から澤岩畑ゟ
	浦畑西東兩口
一小豆	からさわ口十五本
一さゝけ	から澤小豆下タ十二本
	高石懸下タなすの
	東ひこ
一いも	前畑五升蒔
一なす	高石懸下タ
	口西半
文久酉元年	
一稗	前畑　からさわ
	西平畑　さわ向二切
	馬屋の下稗かへし
	中きれ　東平畑
一莨	

(大豆)	
一大豆	ロト　よこ畑大豆
	高石懸上西方大根ノ
	残り小屋ノ前はかまへ
	小畑共に東平口よこ
	長畑西方畑地ト
一大根	高石懸上東ト西方
	四間通り横きり
一あわ	高石懸下九分通り
一小豆	東ばはる貳きれ
	山神前　馬屋の畑口
	ゑんどのあと
一さゝげ	高石懸下長うね
	四本ゟひこ迄
一いも	はさバ切ばわる石畑(岩カ)
一なす	長東の方貳切五十也(畑脱カ)

文久貳戌年		
一稗		はさば地　中きれ
		長畑　東平畑　山神まへ
		ばはる畑東方　高石上下
		小屋のまへ　はかのまへ
一いも		小畑馬やロ
一莨		西平畑　さわ向下だん
		前畑大根ノ下からさは八本
		東平畑口　横畑拾本
		馬屋下中五本
一大根		ゑんどうあと
一あわ		前畑口拾五本
一なす		前同畑下廿五本
		浦畑東貳百五十也
一さゝげ		前畑下ひこ
一大豆		さわ向上だん
		馬屋下通りうね四十本程
一小豆		前畑あわノ口十九本
文久三癸亥年		
一稗		前畑澤向ゟ平畑不残
		からさわ東　平畑下タひへかやし
一莨		岩畑　高石掛下
		屋脫カ馬の下タはさゟ下
		小屋のまへ　長畑西半
		浦畑東方
一大豆		山神前　ばはる畑

		はさばきれ口　中切れ口ひこ十四本
一粟		中切れ中十九本
一大根		中切れしりえ七本
一いも		高石かけ上　馬屋の切口半分はさバ上
		はかまへ梅の木えほそ畑
一小豆		はさば切下タ
一さゝげ		中切レ中十一本
		ひこ共ニ
一なす		長畑東半
元治元甲子年		
一稗		中切ゟ下段
一莨		はさバ　山神前ゟ道上へ不残
一いも		前　畑
一大根		からさわ
		東平畑下タ十七本
一粟		同畑口本不残
一大豆		西平畑ゟ澤向下段上段口本
一さゝげ		澤向上段のしりえ拾貳本
一なす		浦　畑
一小豆		西平畑しりえ廿本ほど
慶應元乙丑年		

一稗　前畑澤向ふ
一莨　平畑からさわ
　　馬屋下ふ高石懸
　　上　小屋のまへはか
一大豆　前　浦畑迄
　　中きれ下だん
　　高石掛下ふ岩
一大根　畑　ばはる畑　山神前
　　迄
一莨　はざバ口十六本
一あい　同畑中五本
一いも（なす）　同畑下並なす
　　中切レ畑壹切レ
慶應二丙寅歳
一稗　はハる畑高懸（石脱カ）

一いも　（懸脱カ）高石上小畑不残
一大豆　馬屋下　中きれ下だん
一大根　はざバ迄
　　前畑五升蒔
一莨　から澤　東平畑一切
　　浦畑東　七分
　　茶畑あと
一さゝげ　山ノ神前澤向ふ
一小豆　西平畑迄前畑下
一なす　貳升蒔
　　から澤下長うね十貳本
　　前畑下ひこ共ニ
　　はざバ下
　　貳百五十斗り

慶應三丁卯年
一稗　中切れ下段迄
　　稗かへし澤向上段
一小豆　ひこふ下同下段
一大豆　平畑東西貳切
　　から澤　山神前
一粟　東バはる畑（屋脱カ）
一こうぼういも　馬ノ下小屋前
一なす　上小畑不殘浦畑
一大根　高石懸下（懸脱カ）
　　高石下口東方
　　高石懸下口西方
　　貳百五十本
　　高石懸上東畑
　　西口四本

一さゝげ　高石懸上西方大根下
一莨　澤向ひこ　茶畑ト屋敷
一あい　土蔵前
一いも　はざハ切岩畑一切
註　屋敷土蔵前なる畑不明

慶應四戊辰年
一稗　はざバ切　山神前ふ
　　ばる畑　高石懸下
　　ばわる西方　馬屋のき
　　れ
　　高石懸の上　小屋ノま
　　へ
　　はかのまへ　茶畑
　　東平畑かへし
　　澤向かへし中切口
　　ひこ稗かへし

一いも　澤向下段
一大根　前畑口十四本
一大豆　同大根下二十二本
一あわ　同大豆下三十本
一大豆　同粟下二十七本
一さゝげ　同下ひこ
一大豆　からさわ下七分
一小豆　から澤口
一莨　中切ひこより下
一なす　中切下長畑
一あい　數貳百五十
　長畑西半分
註　ばるはばわるの脫字この例各所にあり

明治二己巳年

一稗　前畑中きれ
　長畑澤向下段　上段は
　稗かへし西平畑迄
　からさわ
一大豆　馬屋下半分岩畑ゟ
　バわる山神ノ前迄
一小豆　茶畑壹切
一莨　高石懸下浦畑東
　半分東平畑壹切
一粟　はさバ大根下四本
一大根　はさバ莨下に不殘
一なす　はさバ口十六本
　高石懸下中西方
一いも　貳百五十本作る
　高石懸上西方小屋之前

一さゝけ　馬屋之口半分墓之前
一こふぼいも　迄不殘
　高石懸上東方しりえゟ
　十二本
　さゝけの上□不明

明治三庚午歳

一稗　東平畑中きれ下段
　稗かへし道ノ上
　不殘はさば
一莨　前畑一切
一いも　から澤一切
一大根　西平畑十八本
一あわ　中きれしりえ
一さゝけ　西平畑下十五本
一大豆　西平畑中　澤向壹段
一なす　同上段中切レ粟之
　上口迄
一あい　澤迎(向)上段之しりえ
　西方貳百五十本
一小豆　浦　畑
　西平畑中十本
　澤向下段中十本

明治四辛未歳

一稗　前畑澤迎(向)ゟ
　手畑二切れ
　から澤
一莨　高石懸上小屋の前
　墓之前　馬屋之口
　茶畑迄はさバ口十本

一粟	馬屋之しり半分也
一大根	はさバ下タひこ
	迄十八本
一大豆	高石懸下口　岩畑
	ばはる　山ノ神前
	長畑迄　重字カ
一小豆	はさバ中中廿三本
一なす	高石掛下口貳百五十本
一いも	中切れ登まい
一さゝげ	懸脱カ
	高石下中東ノ方
一あい	浦　畑

明治五壬申

籾三十六石有

一稗	ばはる畑　高石懸上
	不殘　馬屋下　中きれ
	下だんはさバ迄
一いも	前畑五升蒔
一大豆	から澤東平畑一切レ
一大根	浦畑七分茶畑あと
一莨	山神前　澤向ニ切レ
一さゝげ	西平畑　前畑貳升蒔
	からさわ下
一小豆	長うね十二本
一あわ	前畑下ひこ共
	高石懸下八分
	殘りハ色々
一なす	はさバ下貳百五十本

明治六癸酉年

籾三十五石有り

一稗	前畑　さわ向ゟ
	からさわ　岩畑迄
一莨	中きれ　下だん
	浦畑
一いも	はさば
一さゝげ	はかの前小畑
	山神前
一大豆	ばはる畑　高石懸下
一粟	屋脱カ
	馬ノ下はさハゟ下
一大根	高石懸上東ゟ
	同西ノ切三本
一あい	かきの木下馬ノ下口　屋脱カ
	半切れ
一小豆	高石懸上西大根之
	下　はかの前
一なす	高石かけ下東ミち
	はた貳百五十本

明治七甲戌年

籾三十四石壹斗

一稗	はさバ畑　バわる西
	岩畑壹切　高石懸下
	馬屋ノ下切　高石懸上
	小屋ノまへ　はかノ前
	茶畑　中切レ下段
	長畑迄
一いも	西平畑　さわ迎
	下段へ一切
一大根	前畑口十四本

一粟　前畑大根下三十本
一大角豆　同粟ノ下六本
一大　豆　同畑あわノ下不残
一莨　から澤壹まい東平畑口
莨六百本植
一あい　東平畑莨ノ下あい不残
一なす　高石懸下之内道はた東
ノ角貳百五十本植へ
一小　豆　山神前バわる畑
一さゝげ　澤向上段口え
ひこ不残
一大　豆　同畑ひこ〻下タ
一小　豆　さわ向下段
口七分
一こうぼう芋　下三分

明治八乙亥歳
麥三十俵
籾數三拾三石貳斗

一稗　前畑　澤向不残〻
西東平畑　からさわ
山神まへ
一大　根　はさば口十四本
一さゝげ　同畑大根下タ六本
一あわ　同畑さゝげ下不残
一莨　ばハる　岩畑〻高石
懸下　馬屋ノ切下半
長畑壹切
一あいト大角豆　中切レ口ひこ〻上
一大　豆　中切レひこ〻下

一小　豆　高石懸上東切
一こうぼいも　小屋のまへ
一いも　高石懸上西切半分
馬屋ノ切レ口半分莨ノ
上

一なす　はかノまへ小畑〻茶
畑迄
浦畑貳百五十本

明治九丙子歳
一稗　中切れ下段
はさバ道上不残
一莨　前畑皆
浦　畑
一大　根　東平畑口十四本
一いも　からさわ壹まい
（こうぼういも）　口こうぼいも

一粟　東平畑下
一あい　西平畑一まい
一さゝげ　西平畑中六本
東平畑中
一なす　大根之下四本
下段澤向ノしりえ
貳百五十本
一大　豆　澤向上下不残
一小　豆　山神前　澤向下段
なすの東　かきノ木下

籾三十八石有り
註　かきの木下（畑名にあらず）

明治十丁丑歳
一稗　前畑　澤向〻

一いも　平畑　から澤
中きれ口しりえ
（こうぼういも）　こうぼういも
小豆、さゝぎ　同小豆五本
中四本さゝぎ
一あい　はさば切　口六本
（さゝぎ）　さゝぎ
一あい　長畑と浦ノ畑
一大根　はさバ下ひこ共ニ十
一莨　高石懸上小屋ノまへ
はかノまへ　茶畑　馬
屋切レ　懸脱カ
一粟　山神前　高石下
（こきび）　並に小きび同所
一大豆　岩　畑
懸脱カ
一なす　高石下同所口東

一小豆　貳百五十本
はハる畑二たきれ
籾三十六石貳斗

明治十一戊寅蔵
一稗　はさば　中きれ
同下段迄山神前
バわる畑　岩畑　高石
懸上下、小屋ノまへ
墓ノ前　茶畑馬屋ノ下
一莨　道上不残
澤向下段ゟ西平畑下
ひこ共ニ二十二本
東平畑壹ま□
ひ脱カ
はさバ西方

一大根　西平畑口十六本
一小豆　から澤口えんどうの
あと十三本
一粟　からさわ中小豆ノ下
一大豆　三十六本
からさわあわノ下不残
麥三十俵　稗十石三斗
籾三十貳石八斗

〔明治十二年缺〕

明治十三辰作物仕付記
一莨　から澤一切並東平畑
上三分豆其下六分
莨其下一分エンド

一いも　西平畑下二分丈（上）州
いも
共下壹分サヽギ
澤向上ノ切
一愛　澤向下畑壹切
一稗　大便切
道上不残ス
前畑上貳分十四本大根其下三分小麥其下二分愛又
下貳分東方あすき西方大角豆又下三分粟
一なす　藏前東方切イモ
（葱）
稗苗跡愛也

麥廿七俵あり
稗十貳石有り
籾三十四石三斗

明治十四年巳作物記

一莨　高石かけ下　同はわる
西壹切馬屋切下半分下ヱ
一里いも　はさハ切
一稗　壳澤早稗平畑
澤ノ切上下前畑
一中切　口元ゟ五分愛也其横なす二百四本其下大根七本
一大豆　長畑ばわる二切
同高石かけ上東切
一ヱンド　山神
一高石懸け上切　西切下八分栗也
上貳分大角豆
一こふほいも　柿下切浦畑

明治十五年午年記
一莨　前畑也
一里いも　壳澤下　二分程
（上州いも）　上州いも
一稗　道上不残中切
一あずき　墓前畑　馬屋
切上壹分其下
壹分さゝけ其下
八分莨
麥廿九俵アリ
稗十四石有リ
籾數三拾壹石三斗有リ
註　早稗は早生稗の意なるか

一澤向　下迄ハザバノ切
（粟）　上切口元ヒコ丈あわ
（大豆）　其下大豆其下なす
（茄子）　二百七十本植付
下切口元三本大豆其下えんど
（小豆）　後小豆
一平畑　西切口元十二本大角豆
（大角豆）　其下藍也
一大根　東切口元十二本大根
其下四本いも其下粟
浦畑ヱ作ス
一愛（蓼）
稗十五石壹斗
麥三十貳有り
籾數三拾貳石有

明治十六年作物記
一莨　高石懸上ヨリ馬や切
上半分迄
一里いも　中切　長畑迄長畑上州
（上州いも、大角豆）　いも本三分大角豆
一稗　壳澤ゟ平畑澤向二切
前畑迄作ル六切也
一大豆　高石懸下口元西方なす
（茄子）　本方大角豆其外不残
大豆也
一小豆　場ワル畑西切ハヱンド
一愛　ハザノ切上ヨリ八分
（大根）　程其下二分大根
同浦畑愛
麥三十壹俵有り

籾三拾貳石壹斗

明治十七年未作物記

一莨　澤向二切其向平畑
壹切ハザハ兩所迄
一里いも　前畑上七分其下二分
（小豆）　上州いも其下壹分小豆
一稗　道上不殘中切下迄
（茄子）　並ニハザバノ切其下なす也
一藍　平畑東切六分程
（大根）　其下四分大根浦畑迄
一大　豆　壳澤切上九本大角豆
（大角豆）　其下三分粟其下大豆
（粟）
（大豆）

一切　いも　浦畑幸（桑カ）の東
稗十石貳斗也
麥廿八俵也違作ノ年也
籾三十石八斗也

明治十八年作物記申

一莨　中切下迄長畑ハ
（茄子）　入口二分なす也
一里　いも　高石懸下ノ切
場ハル西切壹切
一大　根　高石懸上東切不殘
西切ヱ四本作り其下
七分あすき
一大　豆　のき三切の內上下

一小　豆　大角豆
場ワル畑本二切
一藍　高石かけ上ノ切迄
（上州いも）　馬屋の切上ヱ半分
一大　角豆　其下上州いも浦畑
一ツトキビ　カキノキ下切
（粟）　大べん切下三分
一切　以茂　其下粟其下アズキ
屋敷畑

明治十九年酉作物記

一莨　前畑壹切
一里　いも　壳澤壹切ノ內
（上州いも）　下三分上州いも
一稗　道上不殘中切下迄

一大　根　大べん切迄
（粟）　平畑東切上三十五本其
下粟也
一愛　平畑西切壹切
一澤　向　上ミノ切下西カドなす
（茄子）　び東方十八本大角豆
（大角豆）　其上（上）支州いも
一同下　切　上三分愛其下大豆並に
（大豆）　アズキ
（小豆）
稗十七石　此分豐作年也
麥廿八俵　大違の年也
籾數三拾壹石貳斗

明治廿年作物記

一稗　壳澤より澤向迄五切」

一いも	前畑迄合六切也
（大根）	中切壹切其下
一愛	大根也
（茄子）	大べん切也下二分
一莨	なすび也
（粟）	高石懸ケ上ヨリ上迄ヨ屋敷カリ馬切上四分迄下六分
一太角豆	アハ
（小豆）	高石下六分アイアヅキ
一アスキ〃マメ	上四分大角豆
（コキビ）	場ハル東二切也
一切いも	西壹切小キビ
稗八石壹斗	浦畑
麥廿六俵	

粟三十六石〇五升有豊作	
明治弐拾壹年子の記	
一元莨代作	売澤壹切
桑苗	
一里いも	平畑西ノ切壹切
一稗	澤向下ノ切上二分程
	道上不殘　中切
	下迄大便ノ切迄
一大根	澤向ノ下切十六本
（茄子）	斗上ノ切口元なす
（上州いも）	ヒコ斗り其跡上州いも
一粟	平畑東切上エヨリ六分
（小豆）	其下アズキ四本くは
一愛	前畑上ヨリ五分六リ
（大角豆）	其下四分大角豆

一屋敷畑	上州いもアズキ
一菜（アブラナ）種	大角豆
稗八石三斗	前畑凡六分也
麥三十俵壹斗	
粢三十四石四斗	
明治弐拾弐年丑作物記	
一稗　六切也	売澤平畑二切
	澤向前畑迄
一愛（藍）	中切下ノ切迄
一里いも	大へん切　高石掛
	上東ノ切也
一大根	高石懸ノ西之切
	壹切

一粟	場ハル高石懸下上ヨリ
	西ノ切凡五分下西之方
一なす	なすび二百五十其東
	上州いも
一上州いも	馬屋ノ切下壹分
（えんど）	大角豆其上いも
	其上エンド
一大角豆	長畑西方三分程
（大豆）	*ノキ長畑東六分
	西大豆四分
一切いも	浦畑
一小豆	はわる東エ二切
註　ノキは除きの意なるべし	
明治廿三年作物記	

一莨　前畑上壹分
（粟）　大角豆
　其下五分莨又下四分
　粟西方粟ノ上少々タネイモ
一稗　道上不殘ト中切ハザノ
　切長畑迄
一里いも　平畑東切　同西切
（茄子）　上州いも下なす
一大　根　壳澤下一分桑其上十二本
（小豆）　大根其上不殘小豆
（大豆）　上四本大豆
一藍　葉　澤向二切ノ内下ノ切下
（大角豆）　一分大角豆
本年稗苗不足ニ付新六月一日ニ少々蒔稗ヲ仕候處
クメシ見ルニ此稗デモミノ入方宜敷候

本年ゟツトキビノ場所ヲ替テ蒔付見ル
一田方内田　上ノ田丹バ其下ヨリ大田迄ヨジリ島
田大田ヨジリ　外丹バ*ホズモチヲ上ミ乃田へ植
付
麥廿六俵　稗九石五升
籾三拾三石四斗
註　ホズモチはボウズ（坊主）モチにて品種なるべし

明治廿四年田畑作物記
一稗　道下畑　前畑　澤向上下
（桑）　平畑二切から澤丈
　本年ヨリ桑植付ル
一本いも　高石懸下はハる西切迄
一藍　葉　馬屋ノ切浦畑上へ長
　畑迄高石掛東切壹切也

一小　豆　ばハる東ノ方二切丈
　同壳澤上二分程ゑんど
　の後也
一中切上より四分大根下六分上州いも
一長畑半分東方大角豆西方なす
一粟大便ノ下　上ツトキビ下七分也
一浦畑西方なす　○　莨はさば丈
一大豆壳澤桑中へ植付る
内田上ゟ四ッヨジリ其下白ハダ其下萬六二ッ丈其
下丹バ其下白ハダ向田丹バ嶋田新田上丹バ其下半
分丹バ半分ヨジリ其下貳ツヨジリ其下二ッ丹バ上
長サ三ツ本モチ也　水口ハ悉皆目黒モチ也
註　本いもは里芋カ

明治廿五年記載　六月十三日田植始め
向田ヨジリ内田上ゟ四ッ丹バ其下ヨジリ其下白ハ
ダ苗代萬六其下二ツ本モチ島田下長サ上ゟ二ツヨ
ジリ中二ツ丹バ下二ツヨジリ三角田ヨジリ入口二
ツ白ハダ
一稗　道上不殘中切
（上州いも）　大便下長畑迄
一いも　前畑上三分上州いも
（大根）　中五分里いも下二分大
　根也
一粟　澤向下ノ切同上切なす
（さゝげ）　下西半分さゝげ東方
　あい
　其上三分なす上二分
　さゝげ
一藍　葉　平畑二切也
一壳澤え　本年上三分桑植る
（大豆）　其中へ大豆植ル
（桑）

一きび　大便下上六ウ子ヲキテ
　其下也
一なす　大違作也
　ゑんとのあと也　澤向上ヒコ文置キテ
　其下へ三百植ル

明治廿六年記載置候
六月十三日田植付始メ向田不殘仙吉稲也
前田上ノ田菊彌稲其下ヨリ大田迄ヨジリ其下白ハダ其下二ツ萬石其下一ッ丹バ其下二ッ白ハダ川原田色々
島古田二ツほずモチ三角田種々品々也
下長サ上ゟ三ッヨジリ其下白ハダ其下二ツ丹バ
一麥　廿八俵有る
一稗　拾石五升

一籾　三十三石　前畑澤向
一稗　道下也　上下　平畑
　二切
一愛（藍）葉　中切長畑
　西方也
一なす　長畑東ノ方半分
一あわ　高石懸下ノ畑
　上ゟ七分其下三分
　大角豆也
一大角豆　向畑ト西ノ方四分斗
　高石懸下下ゟ三分斗
一里いも　馬屋切上ゟ二分高石
　懸上西切トばハる西切
　一切

一上州いも　高石懸上東切一ッ
　はさば下四分斗
　馬屋切小麥下
一ゑんど　はざバ上二夕間
一ットキビ　はざバゑどの下み間
一大根　はざバゑどのあと
　上州いもの下八本
一あずき　バわる東二切
一莨（切いも）　馬屋切　いもの下丈
本年島畑ヱ桑植込下ダン丈
本年舊六月八日ヨリ天氣ニテ同七月六日迄雨ナシ大コマリ故雨コヱ三日間仕候
其後舊七月六日夕方ヨリ雨降リ出
註　み間と見ゆれど意義不明。島畑不明

明治廿七年記才
新四月十五日當ル
一二斗五升　白ハダ
一二斗五升　仙吉
一二斗五升　ヨジリ
一六升　水口モチ
一四升　本モチ
一四月十五日稗種蒔付並に藍
一新六月十一日ヨリ田植始メ同月十七日迄ニ終リ
七日間也内田上ゟ大田迄四ッ仙吉稲也其下ヨジリ
又其下白ハダ三ッ也其下向田ヨジリ
島田入口本糯其下二ッ白ハダ也
下長サ上壹ッ
麥廿六俵有也
稗十六石五斗八升有也惣反別にて

麥ハ廿七俵三斗
稗十七石壹斗惣反別にて（此二行別記）
同十月六日小麥蒔始メ
同十月十三日大麥蒔始メ本年ハ黐*きみヨリ大麥交カン仕候林清次郎ヨリ二斗ふしくろ麥交かん仕候
一稗　上作　道上不殘也
並中切長畑迄及はさの切共ニ
一粟　上作　前畑壹切也
うら畑共ニ
小麥あと
一里いも中二切（茄子）　平畑東切其下ヱなす　違作
一粟　上作　二百本ゑんどのあと
澤向壹切
一大　根　平畑の西切下凡半切其下へ苗代ヨリ三ツ白ハタ、其下二ツ白ハタ也、

（大角豆）　上十二本大角豆其上四
（煙草）　本煙草八百本
一上州いも　澤向下切ノ其下ヱ百本なす
一つときび　上作　はざバ切上二間也
稗苗のアト也
註　黐きみは名也

明治廿八年記載候
新六月十四日ヨリ田植始メ候
十七日迄に終り四日間ニ友の二工、増平壹工しす
一工卯吉娘三工外に三人工メ十工頼む
向田仙吉稻前田二ツヨジリ
大田迄ヨジリ、白ハタ萬石
其下へ苗代ヨリ三ツ白ハタ、其下二ツ白ハタ也、

川原色々交り下田入口ゟ二ツ糯ノ稻也三角種々
下長サ上ヨリ*
一與じり　三斗
一白ハタ　三斗
一仙吉　三斗
一本モチ　四升
一水口　六升
メ壹石也
六月十日ニ西東蒔申候如何候哉タメシ見ルニ實ニ入也
大麥三十貳俵上々ノ内小麥三俵半節黒種相田△麥△作わり合也
一稗　渚下不殘
一なす　長畑西半分也
一里いも　中切丈
一藍　大便下　馬屋切
長畑半分東方
一大　根　高石下少々
一上州いも　高石懸上西切
一粟　高石掛上東切
浦長畑丈
一大角豆　高石下中六本也
一小豆　高石掛ノ下口十二本場ハル畑二切東方
（早いも）　同西ノ方一切は早
（さゝげ）　イモさゝげ
一黍　大便下口十本
浦畑二切也
向田仙吉内田上ヘ田、よじり四中田白ハダ、又下（下脱カ）
仙吉　大田よじり　又よじり　其下萬六、其白ハ

ダ又白ハタ下迄
島田下長サ上へ二ツよじり、其下白ハタ二ツ也、
其下二ツ仙吉也、上ヱ長サ二ツモチ、三角合稲也
稗　拾石五升有也
註　ヨリはヨジリの誤カ。友、夏の、増平、しす、何れも人名
新十月十日小麥蒔込候
明治廿九年四月十日種當也
一よじり　三斗當ル
一白はだ　三斗當ル
一半曾稲　貳斗五升當ル
一元丹波　五升當ル
一本もち　五升當ル
一水口　五升當
毎年都合壹石當ル事

本年向田上一ツ色出ズ内田の上田色出ズ
八升蒔色出ズ、大田色出ズ、其下半分ゟ北方色出
ズ、七月六日頃ニ見ルニ外不殘色出ル也
本年高石掛ケ上へ東畑へ桑植込長畑へモ植込候メ
二切
七月廿三日迄に終り大麥ウチ廿八俵壹斗小麥壹石
一斗餘有也
一、田、向田不殘よじり、内田上仙、其下白ハタ
其下仙、大田丹バ、其下仙、其下よじり、苗代二
ツ白ハダ、其下丹バ、其下丹バ
島田下長ヶ上田よじり二ツ、其下よじり、其下白
ハダ三ツ
一、道上え不殘稗、中切下迄大便切稗、前畑上三
分、東方なす大吉、西方へキビト大角豆、其下二
分大根、同下二分上州いも、同下二分粟、又下一

分大根、内少々さゝげ
一いも　澤向二切
一愛　平畑二切
一なす　上三分内東方　前畑
一キビ　上三分内西　前畑
方稗苗ノ中へ
一大角豆　上三分内西方　同畑
一大根　上ゟ三分　同畑
ノ下二分
一上州いも　三分二分ノ下　同畑
同はさバヱ同二
分也兩方共ニ
一粟　いもの下二分　同畑
一大根　壹分　同畑
一きび　うら畑稗苗後

新十月八日ニ小麥蒔也
同十六日大麥蒔也
此日小麥少々蒔也

〔後　缺〕

恐入心用可致事

天野(の)三光様之　御恩徳
御公儀様之　御恩徳
御領主様之　御恩徳
御主親(カ)様之　御恩徳
御師匠様之　御恩徳

御恩徳不可懈踈（おろそか）致は末々危（あやう）かるへき也

第一百姓心得無之候ては相不叶事

先十二月廿日。例のすゝ拂致。來年の曆を改め正月の事初致。同月廿七日祝物(いはひもの)迎入。極月大晦日政事むし飯ニ而大切に。例年之通り。心得違無之様に可致候。

正月元日朝丑之時目覺。井戸江行若水を汲。其年之吉方へ向ひて。北辰妙見様へ献。朝一ッ火。雜煮ニ而年神様を祭り。萬の神様を祭り。夫〻はかためくらびらききそ(吉祥)はじめ。晩御飯ニ而祭る。二日にざうに。あきなひはしめ。すきそめ。馬のりそめ家例。田畑作だうぐ不殘拵晩御飯。三日朝ざうに。夕御飯。四日に山神様を爲信心。初山行初る。夕ニ御飯ニ而祭る。五日朝雜煮ニ而祭り。門松納。六日夕御飯ニ而祭り。役行者(エンノタイヤ)逮夜信心。七日七草かゆニ而祭。内神送ル。八日藥師祭り。ふじ淺間様祭り。十日金びら様祭り。十一日例ニ而俵開キ。十四日諸神諸佛江年中乃五穀成就家内安全御祭。木の口（ト脫スカ）巾はたき米ニ而祭る。十五日産土八幡宮。七宮祭り。むし飯にて祭る。佛様。當所氏神不殘御前渡り。年取祝悦(イハヒヨロコビ)。十六日朝雜煮祭ル。晝御かゆ花。

*じやくし祭る。いなり祭り。入道祭。十九日夕御飯祭ル。廿日正月朝雑煮祭り。俵藏入。二月朝日せんまいを上年神様送ル。

二月初午。くわんおん。いなり祭り。七日山神祭ル八日神送り。事初(ジソメ)。此日作り始メ。籾ひたすべきなれ共。かんこくゆへ。二月せつを五日懸てひたす。あさ蒔は春ニ成。六寅時分きり〳〵。鳥出ぬ内に生立。田耕も二月下じゆんより心懸ケべし。苗代は三月中前後蒔。畔(アゼ)ハ三月せつ内ニぬりかためべし。四せつになれは。けらといふ虫とうし。やはらかにて水もちわるし。

ひがん祭り。二月十五日しやかねはん。

氷とけ次第耕作いそくべし。

一、ひがん前ニ。上ごへ出スべし。麥耕作隨分いそぐ。小麥ハ別していそぐべし。でほ近くなれば耕作不致。

一、四月うへは。稗苗三月せつに蒔。四月下じゆんうへる。五月うへは。三月中蒔。五月うへる。麥中入三月中より蒔。野地ニ作るヒエは三月せつよし。

一、莨。はる蒔なれハ。事初め時分。去十月蒔事まづはよろしきなり。八十八や前に生出るようにせは致。日和りなれは水ごへ。あめふらは。わらかくさか忍やきでふりかけべし。なすは事初メ時分ひたし蒔べし。

一、田植初は。五日節より。中前後迄ニ植終ル。

一、大豆。麥中入は。四月下じゆん。あとは麥かり次第。いそき植べし。

一、麥いろを持次第。いそぎかり取。草拂を致。隨分耕作はけむべし。

一、田之草。植終り後。廿日比より取始メ。七月

せつ迄ニ。二度ぐらい。手まわりよろしくは。何たびもよし。

一、大こんは。はんげより始メ。土用三郎迄。はんげ土用入。其中時分がよろしき。暑の始まらぬ内ニ生立。てりにまけす。火(土)にまけす。あきはた。これあらば。時ニかまはず作ルべし。

一、六月八日。神送り。かまとめ。十三日より十六日迄。ふじ。しやうじん。十五日。産土祭り。十六日。大神宮様御(ゴ)祭(サイ)。

一、そばハひがん四十日まへ迄ニ蒔べし。

一、遥草刈ハ。農片付次第始メ。ぼん前馬草口前ニ励(ハゲム)べし。

一、七月八日。例のせかき。下津具よみ始メ。

一、ぼん。精(シャウ)りやう祭り。

一、十八日。大峯山。御ごま信心日。

一、ひ草山口は。ひかん七日前に定あり。

一、八月。みやしげ大こん。たねを作ル。隨分日當りよろしき所ニ。八月中時分蒔。ぬかなどをふりかけ置よし。

一、地大こんは。蒔キてもよし。十月見合植ルもよし。右兩方共ニ。植ルなら隨分ふかく。大こんのは貳寸ニ切。切口迄土をかけ。かたの出ぬように。土をしかとかけ。隨分かたくおしつけ。籾ぬかをふりかけ置べし。

一、八月。ひがん祭り。

一、八月十五日。産土祭。

一、八月の作物取上次第。麥作ル場所うちこなし。土をなれ合。土のねるように致。手ひまあらば。いく度も土こなし致よし。

一、麥蒔始メは。八月せつの内。丑の日蒔始メ。

九月土用入前後迄ニ終ル。

一、田刈ハ。九月土用入前後。實入を見合。刈取也。

一、九月廿四日。天ぐ祭り。

一、同廿九日。神明祭り。

一、普請心懸ケの者は。隨分急(イソギ)かた付べし。

一、第一御年貢を心掛致べし。

一、かやかり。おふらい道作り。八日かたみやはせる。

一、莨苗代仕立。蒔は麥作り終り次第。代をこしらへ。ついでニ蒔。人ふん。はいを。多分に掛。ふた致置べし。

一、十月七日。山神祭り。

一、同十日。金ぴら祭り。

一、同廿日。ゑびす祭り。

一、厄神日。八月五日に日本國江渡り。九月十五日ニ天下のしゆじやうの數をもとめしるす。十一月九日に。病人を定。正月七日ニ厄神のつかいを。日本國の内にはなち給ふとなり。よく〳〵愼むべし。十一月十五日。産土祭り。

一、御年貢。二納。心掛。上納可致候。

一、御年貢皆濟。極月七日切。急度御上納可致候。

一、十二月八日。事理祭(オサメ)ルべし。

一、十二月廿日。例すゝ拂。清メ致。

一、暦改。正月事始メ致。

一、十二月廿七日。祝物(ユワイ)迎入。

一、大年政を。大切ニ致すべし。

一、冬之内ニ。しろどうぐ。是ハ正月二日ニ而拵べき也。

一、冬之内ニ。遣(コヽ)持どうぐ〳〵。懈(ヲコタラ)ス拵置(コシラエ)べし。

農業かた付次第。こゑ草かり始メ。あき迄。青草の有内へ。隨分勵ミ取べし。

一、春早始夜延。むしろ五十まいおり。手すき次第莨なわ心懸。又猪鹿かこい。年中入用なわ。手をつかぬようニ致置。柴かり三十日前ニ。馬のしやうぞく。くつ。人のさうり。五月のうぎやうニ差支無之よう。夫〴〵夏秋冬。萬事不懈(オコタラズ)。前びろニ心懸ケ致べし。

註　じやくしは、しやくじなるべし。

農民常心衛置事

抑農民常に心得置べき事

一、第一重ニ御公義様ヲニ御地頭様大切ニ相守べし。親之教を背ず、第一百姓之相守り候は十二月八日正月事初メ致し、大年之日政事例年之通、心得違ひ無之様に政事大切ニ可致候、正月元旦之朝若水を汲ミ、其年之吉方江向ひ北辰妙見様江けんじ、年神様を祭り夫〴〵年中懈ず政事可致候也。夫人之事わざかならず本有末有、其本によりて行バ順じて成安く、末を取て行バぎやくにして成がたし、功業之術ハ人を養ふ本なり、農術ノ委しからざれバ、五穀すくなくして人民生養をとぐる事なし、稻を生ずる物ハ天也、是を養ふ物ハ地也、人ハ中に居て天の氣により土地之宜敷に順ひ、時を以て耕作を勤む、其所之日向土相應して、利分之正(まさ)れるを考て用べし、種善惡相應不相應ニ而過分之損徳有り、早春より田畑損じ場所又畔廻り普請致、耕作不致前に草生立ず様耕作田耕當節より早く心懸ケべし、苗代ハ三月

中前後ニ致、一畝ニ付種を壹斗二升蒔を中分とす、一歩ニ付四合ニ當る、十二日目に日干を一日二日も致し、水ハ青ミ次第ニ淺致、殘田を耕致、三月節之内ニ噪をぬりかため置べし、四月之節ニなれバ噪和らかにて水持悪し、五月節分植初メ中前後におわる、粒數一坪ニ百粒是も中分也、中より廿日前後ゟ田之草取初メ、土用半時分迄三度取也、九月土用入前後迄ニ刈取なり。

一、麥ハ秋植て來夏じゆくす、四氣を請舊穀民を助ケ、新穀時ニ至らされハ稻に續て五穀之中ニ而貴物なり、麥作之勤おろそかならず、食物とぼしきなれど、されバ今民之養之助ケと成事是に續く物なし、先九月節分ゟ蒔初メ、土用入前後ニおわる、麥之生出繁候所、巾せまき手鍬を以てこぎ取形能拵置なり、夫より冬之内遽耕作致、又來ひがん前に耕作致上遽を出し、段々四月迄耕作致五月中前後ニ刈取なり。

一、小麥ハ大麥ゟ十日廿日も早く蒔べし、太たるをこのまず、若太たる地ニははだ遽を多く用ゆれハ根くさる事有、灰遽にて蒔べし、春ニ成て耕作早く致おそきハ實のりよからず、其上春穗に出て實のる時分、地を堅く引しめる事をこのむて根之土かはきたる事を嫌ふ、小麥は取分念を入レ種をゟらむべし、種悪ければ生かぬる者也、交り無き實のり能を、夏土之用ニ能干て粃無様能改、初末能又又しめりけ有時は必可蒔からす。田に小麥からハ毒に成なり。

一、蕎麥作る場所は二三度晴天を見てこまかに打ちこなし、種をあつく蒔べし、薄ければ實すくなし、大法灰遽にてちらし蒔にすべし、蕎麥ハ鹽けを好たる故、鹽俵鹽置たる下タ之土杯用ゆれば實はなゝおふし、蕎麥地ハ耕事三べんなれば三重に實が成、下タ二重ハ黒く上ミ一重は未タ青時刈納べし、上迄黒くを待べからず、刈しほおそけれバ實落る者也、蕎麥ハ雨に、逢さる様に蒔べし、水汲に逢ても其實のりよからずと云成わせなり、山畑燒野杯ニ蒔事有、山中杯ハ夏土用中に早く蒔べし、おそければ風霜に逢ふて損ずる事有、必ず一日も早く蒔べし、燒野に蒔には菜種を入レ根まきにしたるが能者なり、蕎麥ハあくけの有物にて、草之根是に逢ひていたミかれ、土も和ぐ故春に成て蕪菜榮て實のりおふし跡之地和らきてこなし能、彼是利分多し、又蕎麥と芋とハ土地よけい有所ならバ、野地ことに必す多く作るべし、又野地は年中段々たゑまなく時分ゞゝの者を蒔べし、先夏之替り秋之初メ蕎麥大根蕪菜、八月ニ成て大小之麥苑菜ニ至る迄植ざる月なければ、又納ざる月もなし、實を取者有根を取者有、葉莖を取者も有次第段々工夫おろかにすへからず、蕎麥ハさまで農事のさまたげともならずして、手廻し能植合すれば過分之利を得るなり。

一、粟に大小有夏秋早晩段々有、其種かぎり無多き者なり、稻につぎ麥におとらぬ上品にて古ゟ貴き穀なり、植る地之事黄白土ハ粟に宜しと有、黒土赤土も太たる深きにハよけれども、黄白く太たるが取譯能者なり、惣じて粟ハ痩たる地にハよからず、又春植るハ少深く夏は淺く新しき遽を用ひず、虫を生ず灰遽共外枯たる遽を用ゆ

べし、時節能作れバ誠に多く實のる一粒萬ばい並びなき上穀なり。

一、稗ハ水陸二種有、是尤いやしき穀といへ共こ穀之内にて下せんを養ひ上穀之不足を助、饑饉をすくひ又牛馬を喰事ニ水潦にも損もふせず、田之稗ハ下き澤杯之稻之よからぬ所ニ作るべし、畑稗ハ山谷之さかしく田之作る者は出來さる所に、燒打杯して多く作れば利を得る者なり、但シ山に作る時は毛の有を作るべし、鹿島のおかさぬ者なり、又年並惡しく稻苗を差て跡相續て日干し、苗が事〳〵く枯たる時か、又洪水ニ而苗流れ或ハ水底に成てくさりたる時も、稗ハ出來る者なれバ水損有所ハ兼て稻をたくわへ置き、土地之餘計有所にてハ必多く作りて上穀之助ニなすべし、そまつに取扱べからず、稗苗ハ四月下じゆんに植るハ三月節に蒔、五月植るハ三月中〻蒔、野地ニ作る稗ハ三月中より麥之中入ニ蒔ハ、四月節當分〻早稻方ハ何れ〻五日位早く蒔べし。

一、大豆ハ色々是有共、此所にて作る秋大豆五月上旬に植べし、太地深き地を好ず出來過て實のりよからず、太地ハ薄く瘦地は少厚く植べし、遭ハ灰が並無き遭なり、大豆ハしめる土に植るがよし。

一、豇豆と云ハ元ハ籬にほうずる豇豆を云と見へたり、夏豇豆三月中旬に灰遭少用ひて植べし、又六月植れば八月實のり、つる亂多けれはつるハ爪切るべし、實をハ朝露に取べし晝ニ取れバ跡いたむなり、すべて露多有時がよし、つる四尺斗り之時先を留メべし、冬遭致し置がよし、枝

多く出るをかきに上手入致すべし、夏之菜第一之物なり、家々大小之人不限作るべし。

一、田之水見廻りハ旱又ハ雨繁く降候節ハ、一日に何度に不限見廻致べし。

一、畑之見廻りハ旱天降に不限一日に二三度も見廻たとへ冬春ハ用無共一日に一度位見廻り可致、是ハ地之諸神ぼさつ恐れ末々迄懈ず相守可申事心用なり。

見廻り候内にハ田畑之爲にならさる事目に懸り、其手入致候得ば末々過分之德となり日々心懸可者なり

一、地普譜致候節ハ竹簀にて作土をこし候得ば、五穀之生立末々迄宜しく候。

一、夫人間之身持善きハ寢起に有と古へゟ定る、掟は子に伏寅に起是が誠之勤成ニ、よふ〳〵曉に起るを朝起とす、假初にも善事斗取扱一生朝起は、先たとへバほの〳〵より一時寢過越ハ、一ケ月に五日寢るなり、一年に當六拾日に成、六拾年暮人ハ是合して拾年寢る、わす(か)一時とおもへと積ば多き者なり、第一日輪樣諸神諸ほさつに恐多し、油斷と云ハ是成能々心得べし。

煙草作る事

煙草苗代念入土こなし致し、高下無之樣ニ平にならし強き遭くまでにてかき立一日二日もかわかし、又隨分平らかにならし、三月節前ニ蒔灰を蒔平にふみならし水遭ハ朝か晩かに日々に天氣能バかくべし、雨ふり候ハは灰をかけべし、生立次第植四日目位より水遭かけ初限無かけべし、のび次第天氣を見立うらを富め枝を取、ふる時に致せバくさる成天氣之樣子を考かき取べ

し、第一ハ十月、右之通りに苗を立候ハば春はへ出る事ハ、右も一度位なれとも生立早し、是ハたとへにもあほう草とハ申共、山中ニ而茶數ハなし御年貢之足立とも相成先ハ無並作りなり、
隨分大切ニ取扱べき者也。

一、茄子作る事　茄子苗達場四角ニ成とも丸く成とも風の不入様に拵へ馬遶壹尺五寸高サ位、其上に土五寸あつさ位に致、すいぶん念を入蒔土ハ淺くきせ置べし、雨強くふり候時ハふたを致、又夜々ひへる時もふたを致、朝晩水遶かけ手入致生立せべし、植付置候後ハ三十日もつめに遶をかけべし、珍客なと有節外ニ何ぞ珍らしき者もなし爰ニ而は無並品と心得取持致也、大切に朝晩油斷無養育致べし。

一、大根作る事　爰に而は土用十日前ニ蒔付早く生立せ土用之照にいたまぬ様年來離す食する者なればすいぶん大切に取扱、是至而無並品也。

一、儉約之事　毎日扶食並入用之者一ケ月に一日殘せば一年に當十二日に成、是を六拾年に積バ二年と成、人間ハ忘れ安き者なれバ、朝起て日輪様ハ申不及す、神佛おかむ時儉約之事おもひ出べし。
右之品々子孫に傳へて農業出盛心用致べし。
附り田畑に諸作苗立ルに、先種を改苗場無手拔捗産遶ハ人糞灰强蒔、生立次第太く長く成様に世話致、段々手入候ば多分利を得るなり、末々迄不可忘事事。
先はあらましえぶん記置

三州設樂郡下津具村
柿平
村松與兵衛

註　茶數は、茶楮（かうぞ）の意なるべし。

後記

作附一覧表

自寛政十年
至明治二十九年

種別＼年代	寛政十年	十一年	十二年	享和元年	二年	三年	文化元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	文政元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	天保元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	弘化元年	二年	三年	四年
稗	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
たばこ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
だいこん	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
（大豆含む）まめ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
びき	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
はまめ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
いもあ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
はあす	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
なすあ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
づきい	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
あいもり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
きいもぱ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
そもい平久	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
げんさ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
うぼご	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
まご	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
もい法弘	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
うどんそ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
豆角大	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
びきこ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
もい州上	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
びきとつ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
苗桑	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
種菜	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
芋早	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
計一																																																				
計二																																																				

十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	明治元年	三年	二年	慶應元年	元治元年
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×
	×	×	×	×	×		×	×		×	×		×	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×
	×	×	×	×					×		×			
			×	×										
	×													

三年	二年	文久元年	萬延元年	六年	五年	四年	三年	二年	安政元年	六年	五年	四年	三年	二年
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×			×	×	×	×		×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×
×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×
×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×
							×		×	×	×			×
				×			×	×	×		×			
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
								×						
								×			×			
						×								

嘉永元年	四年	三年	二年	弘化元年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×
										×				
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×					×			×		×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×										
			×	×			×	×				×	×	×
×	×	×	×	×	×	×			×	×	×			

四年	三年	二年	天保元年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年
×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	△	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×		×			×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×		×	×		×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×		×	×		×	×	×
										×		×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×		×	×		×	×	
×	×	×		×	×	×	×					×	×	×
			×	×	×	×						×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×		×	×		×	×	×
													×	×
			×	×										×
×														×

註
一この年「な」とあるものあり暫く茄子と假定す。
二この年「さいも」なるものあり里芋と假定す。
三この年稗の記載なけれど事實はありたりと考ふ。
△印の年は覺帳に記載なき年なり。

種別＼年代	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	明治元年	三年	二年	慶應元年	元治元年	三年	二年	文久元年	萬延元年	六年	五年	四年	三年	二年	安政元年	六年	五年
稗	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
たばこ			×	×		×	×			×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
だいこん	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
まめ（大豆含ム）					×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×		×
きび	×	×			×																																								
はまめ																																													
いも	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
あは	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
なす	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
あづき		×		×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×
あい	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×		×	×		×	×		×									×		×	×	×
きりいも				×				×		×		×	×				×																					×			×	×	×		×
そば																																													
久平いも																																													
さゝげ	×	×			×											×	×			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ごぼう																																													
ごま																																										×			
弘法いも																×				×	×	×	×					×		×												×			×
ゑんどう				×				×						×	×	×																								×					
大角豆	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					×	×																						
こきび										×										×																									
上州いも	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×		×																												
つときび			×	×		×	×					×																																	
桑苗	×			×	×	×	×		×																																				
菜種									×																																				
早芋		×										三註																																	

一　覺帳に記載された作物は、夏期に於ける畑作を主として、別に端境期に於ける蕎麥・大根の如きものが加はつて居る。從つて所謂裏作である冬期の作物は漏れて居るが、之は當時の經營から見て、冬作は殆ど麥に限られて居た事から、特に必要と爲なかつたと見られる。

斯の點から類推されるのは、覺帳作製の動機と其の目的である。自家經營の畑に於ける作付けの備忘として、後に各年次の狀態を一目に知る便宜であつたとしても、之を試みる至つた動機は、おそらく燒畑經營等の傳統にも據つたであらうが、作物の性質と、別に、地力・肥料の狀勢を測つて、作物の年次を適當に配分する必要にあつたかと思ふ。殊に夏作は種類も多かつたから、各畑地に就いて、作物の輪環年次を考慮する上には、記憶だけでは不安である。記錄があれば、それに據つて配分も出來、更に年々の成績に徵し、比較も可能だから、將來に測る上にも便宜となる。殊に作物の種類に依つて、輪環の年次を誤る事は、地力の減耗から、收穫に至大の關係を及ぼす事は、何れの農家に於ても、夙に痛感せる處であつた。

尤もそれは理想であつて、實際の場合、限られた畑地に、適當に配分する事は至難で、本記錄に於ても、連作を餘儀なくされた事が度々見えて居る。しかし之は、畑地の約三分ノ一を他に委讓後に多く、耕地が狹少になれ

ば、殊に面倒であつたらしいが、立前としては連作は避けたい處であつた事は記錄がよく說明してゐる。

二　以上の見地から、試みに寛政十年より以降二十年間に於ける二三の畑に就いて、作物と年次を對照對照すると、例へば稗は隔年、莨は六年目となつて居る。（圖表參照）

畑名＼年次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
前畑	莨	稗	芋	稗	大豆（ハマノ）	稗	莨	稗	芋	稗	大豆（ナス・ハマノ）	稗	莨	稗	芋	稗	大コン（ハマノ・イモ）	稗	莨	稗
ハザバ	稗	太根	稗	莨	稗	芋	稗	太根	稗	莨	稗	ハマノ	稗	太根・茄子	稗	莨	稗	不明	稗	アイ・サヽゲ・アヅキ・ゴマ・ナス・コン
高石掛下	稗	芋	稗	太根	稗	莨	稗	ハマノ	稗	芋	稗	莨	稗	ハマノ	稗	芋	稗	莨	稗	ハマノ

附記　覺帳の畑名表示は、時に概念的で、正確を期し難いものがあり、年次に依り同一の地に二三種を試みた場合もあるから、前二者は比較的其點に明瞭な畑を選んだ。

高石掛下は、時に依り、附近を總括して、上通りバワル迄、道上通り、裏より道上岩畑迄等に表示されて居るから、それに依つて摘出した。

一八年次のハザバの作物は、記錄に見當らず、思ふに「中切口」又は「中切下・上だん」等の中に含むかと信ずるが、一先づ不明として置いた。

次に覺帳の記載形式として注意されるのは、明治五年即記錄開始より七十五年を經て、田地に於ける籾の收穫量を新に記入せることで、更に明治十一年以降は、麥の收穫量から、稗にも及んで居り、明治二十三年からは、其年次に播植せる稻の品種、挿挟の日時勞働者の人名、日數等をも加へて居る點である。之は擔當者の趣味と、時代の影響とも言へぬ事は無いが、むしろ、玆に至つて、漸く記錄の意義と效果を理解認識せる結果、範圍の擴張を試みたとも解される。從つて開始當時は、單なる作付けの記錄に過ぎなかつたものが、後には、一家の農業原簿の形態を具へつゝあつた點で、是亦注意すべき現象であつた。

三　尙ことの序に、その記錄が、果して如何なる時期を選んで爲されたかを考へて見る。今日の農業簿記の類ならば、ことに應じて日々に記されるであらうが、之は作付けの度に、記したとも考へられぬ。或ひは全部の作付けを終つた頃に、小閑を得て記入したとすれば、詮索とも見えるが、之も亦以前の農村生活の狀態を考へる上に看過し難いことである。この地方の風習に依ると一年の終りか又は新たな年の始めに、日を定めて其年の頭屋に集り一夜お籠りをする。各地方共に、之をトシゴヒ又はオヒマチ等ともいふ。其折に前年來の出來事に就いて各自が語り合ひ、例へば何月何日に暴風があつた、誰それが川に溺れた、米の値段が何程などといふ類で、之を記錄に殘して置く。村の記錄である所謂御頭屋帳・當番役覺への類は、さうした機會に作製されたものが多かつた。從つて一家內の記錄である覺帳等も、さうした

定つた日があつて、どの畑には何、かの畑には何と云ふ風に、家族で語り合つて記したものと、想像されぬ事も無い。現に土地の言傳へにも舊暦十月恵比壽講の夜には、其年の作高を帳簿に上げるとも云ふ。おそらく其席では播種から出來榮えに至る、間の様々の出來事や失敗等も、語り交はされたものと思ふ。

次いで、覺帳の永く繼續された理由の一つとして、その記事擔當者に就いて云うて見る。

四　覺帳の開始は寛政十年であるが、之を同家の家系に對照すると、文化十三年に、八十二歳で歿した與兵衛の代で、之は表紙の文字とも一致して居る。最も村松家は代々與兵衛を名乘る傾向があり、與兵衛の實子の學平も、家督を讓つた後は、與兵衛を襲名して居るから、同家の家系には與兵衛は何人もある譯であるが、寛政の與兵衛と云へば、斯の人以外には無いのである。覺帳の記載は、與兵衛に續いて學平——二代目學平——金五郎——庄九郎——の五代に亙り繼承されて居る。今與兵衛から、現在の主人迄の戸主を示すと

與兵衛——幼名花之助　夫婦共養子——學平——養子幼名重助　娇養子——金五郎——庄九郎——學——現戸主學平

寛政十年は、與兵衛が六十四歳、其悴の花之助(後に學平)が廿一歳の時で、之には既に妻もあつた。與兵衛の人物に就いて、言傳へに依ると、人並勝れた働き手即ち家業熱心であつた。然も信心の心厚く、大峯山の先達として、生涯に三十三回登山の經歴を持つて居た。しかし性格的に、奉公人に對する態度等は、幾分苛酷の嫌ひがあつたとの風評がある。自家居廻りの耕地以外に、燒畑の經營から、田地も相當に作り、別に他に出作もして居たと云ふ。斯ういふ手廣い經營は、後の人にはもう無かつたのである。

五　與兵衛の斯うした農事精勵に對して、次代を繼いだ花之助後の學平は、之は幼年時代から農業に親まず、生涯殆ど鍬を持つた事すら無いと云ふ變り者であつた。其上文筆を好んで、家に關する各種の記錄を遺してゐる。現今同家所藏文書の中

恐入心用可レ致事　一冊
年中行事及び農事作法を述べたるもの(附錄參照)
陰陽並萬物日記　合本一冊
天保二年より嘉永六年に至る日記
東方朔　一冊
天氣測定、日の善悪、其他日常の心得等を記す
先祖代々精靈　一冊
所謂家の過去帳である
農民常ニ心得置事(附錄參照)　一冊
持高覺　一冊
家の田地持高及び柿ノ澤宇連の石高覺

覺帳と記事擔當者

作物十種耕作覺　一冊

宮崎貞著農業全書の書抜きで、前揭の農民常ニ心得置事と軌を一にせる物。

以上はほんの一部分で、現今同家に所藏する多くの文書には、此人の筆に成るものが多い。

六　之から考へられるのは、萬作物覺帳の開始も、與兵衞の名はあるが、實は斯の學平の事業と疑へぬ事も無い。年配から云うても、與兵衞六十四歳、學平二十一歳であるから、格別不自然でも無く、且つ斯様な事業が單に農事熱心のみで試みられたとも信じ難い。所謂筆まめな人でなくては能はぬ場合が多かつた。學平は後に下津具村北方（キタガタ）の庄屋も勤め、近郷七ケ村の横目をも拜命して羽振りがよく、その名は、領主から拜領と傳へて居り、亦是父に劣らぬ長命者が續いて居る。之事が聽て、覺帳の記載を繼續させた一つの理由とも信ずるので、試みに、その人々の歿年を、同家の「先祖代々精靈」に依つて擧げて見る。

與兵衞	文化十三年八月歿	八十二歳
同妻	天保十二年歿	九十八歳
學平	安政四年二月歿	八十歳
二代目學平	明治三十年九月歿	九十五歳
金五郎	嘉永七年九月歿	二十五歳
庄九郎	昭和四年八月歿	八十三歳

尙最後の庄九郎の妻であるぜん女は、夭折した金五郎の女子であるが、現在（昭和八年）八十八歳の高齡である事は前に言うた。

二　畑に就いて

覺帳に現はれた畑の數は、年次に依つて多少の出入りがあるが、略ぼ二十七八を算する。覺帳の初期と後期には、畑數に異同があるが、之は文化十三年分家に委讓した爲で、其期を境に消滅せるものがあつた譯である。

畑の名稱は、他と區別の必要上附與されたもので、命名の根據と考へられるものは一樣で無いが、居宅を中心にして方位を云ふもの、他は、略、特徵に依つて居り、地形とか形狀を謂ふもの、其他開墾の新古を示すもの等である。今各畑に就いて其概要を云うて見る。

前畑　マヘバタで、單に前とも謂ひ、屋敷の前面に在る處から謂うたものである。面積は現在登記簿では畦畔（道路も）を打込んで、一反拾貳歩となつて居るが、實測面積は、道路畦畔を除いて一反一歩九合となる。地味、傾斜、日當り等の條件が、全畑中最良である。言傳へに依ると、以前この畑は、地味が悪かつたのを、永年の手入れで今日の狀態に達したと謂ふ。此地方の慣習では、屋敷の前畑の手入れ不行屆きは、其家庭の恥辱で、一種の不道德と考へられ、諺にも前畑を荒されると言へば、其家庭の紊亂を意味して居る。從つて屋敷裏即ち背戸の林と共に、その家の運命を表徵するものであつた。

ハザバ　之は柿又は稻等の乾燥用のハザ（稻架）の設置場所である事から言うた名で、位置は前畑と並んで、

家の入口の小路を挟んで居り、前畑に亞ぐ優良の畑と見られて居る。之には別に大便下の名もあつて、現今では專らチョウズバの下と呼ばれて居る。因にチョウズバとは便所の意である。

中　切　ナカギレで、ハザ場と一方の畑との中間にある處から言うたもので、畑を意味し、開墾から來た語で新切など云ふ語と同義である。その他畑を數へる場合、一枚二枚といふ一方に一キレ二キレ等とも謂ふのも、そこから來てゐる。現今この畑は、上下二段に區劃されて居て、下段を別に長畑と呼んで居る。これは覺帳の初期には見當らぬから、中途で分割したもので、上段に比して地味が稍優良としてある。因に中切畑は、中央部に隆起があり、傾斜度も可成り強い。

澤　向　サハムカウで、中切に添うた排水溝即ち澤の彼方にある。之も現今は上下に區劃され、下段は宅地にして屋數がある。

平　畑　タヒラバタと謂ふが、幾分中凹みで、傾斜は相當強い。之は縱に東・西に分れて居り、東平・西平とも書かれて居る。地味は良好の部といふ。

唐　澤　カラサハで、平畑に接壤して一端がカラ澤といふ澤に及んで居た事から謂ふもので、壳澤・からさわ等各種に記されてある。

唐澤東　唐澤の東に在るもので、文化年間に、この澤を境界として分家に移讓して居る。從つて分家を爲した後は、村松家の畑は、この澤以東には無かつたのである。尙唐澤下とあるのもこれで、下は、居宅を中心にして、下位にある處から言うた迄である。

ウラ畑　浦畑とも書かれて居て、屋敷裏である。

ウラ長畑　ウラ畑の上位に在る横長い畑で單に長畑とも謂ふ。覺帳には別に細畑と記されたものがあつて、之の別名かと考へられるが不明である。

墓の前　ウラ長畑の一段上にあり墓地の前である。以上三つを總稱してウラ畑とも云ひ、背戸の林の陰になる所から、下畑で地味も不良である。

厩の前　ウマヤノマヘで、別に厩の下とも云ふ。傾斜が强く小石が多くて地味も不良であるが、厩に接近せる處から、施肥の利便があり、蔬菜類の栽植に適して居て、現今は幾つにも區劃されて居る。

小屋の前　コヤノマヘは山に接した處で、以前猪番の小屋があつた處から出た名と謂ひ、現今は葡萄棚と別に林檎を栽培して居る。

高石掛　タカイシカケで、之は上と下に分れて居る。殊に下の方は、石垣に依つて北風を全く遮ることから麥作に適し、上畑と見られて居る。

尙石掛の上と下に續いて、覺帳には岩畑の名が見えるが、何れを指すか明瞭でない。現今高石掛下畑に岩石の突起があるから、或ひは其部分を一區劃と見てゐたかと思ふ。

バワル　この名稱を持つ畑は二つあり、一つは分家に委讓分である。バワルは場悪で、傾斜が甚だしい。し

かし分家に委譲外の分は、麥作には適して居て、昔から麥一俵の牧獲を豫定して居た處であると謂ふ。

山の神　山の神の祠の傍にあつたことから出た名で、畑としての條件は、前のバワルと略ぼ比しい。

下　前　シタマへで、下といふ屋敷の前面である。後に分家に委譲して居る。文化年間の分家には、其の下の屋敷を撰み、依然屋敷名を下屋敷と謂うたのである。

下道上　シタミチウエで、下屋敷へ往く道の上位の意である。現今下屋敷の上位にあるのがそれに當る。別に下のウラ、下のソラ等とも云ひ、又クラノマへともいふ。ソラは上位の意である。

久保畑　窪畑で、之も前者と同じく分家に譲つたものである。

ホツ畑　久保畑に接續せる畑で、ホツは方言で突端の意があるから、或時代さうした地形にあつたかと思ふが意義は未だ不明である。或ひは初穂畑を謂ふバッウ畑の轉訛とも思ふが、斷定は出來ぬ。

入道畑　ニウドウ畑で、古く入道様といふ祠の在つた事から出た名であるが、現在では、其祠は他に移轉して居る。

ハヅレ　入道畑に續いて、現今四角と呼ぶ畑が、それかと思はれ、ハヅレは端である。

ノヂバタ　一種の原野で、柿、楮、茶等を仕立てた地をノヂ又は園と謂ひ、別に小畑ともいふから、之れかと思ふが、何れを云ふか指摘し難い。或ひは燒畑の一部かとも思はれる。

向　う　屋敷から畑地を隔て、刈敷山の裾にある畑の一部かとも思はれる。

外田の口　之は文字から判斷して、向ふ畑の一部かと思はれる。以上の他、覺帳には、茶畑・軒通り土藏の前等の名が見えるが、判然せぬ。因にノヂバタ以下は、僅々一二回記載に見えるだけで、重要の畑でない事は想像がつくのである。

村松家家畑一覽表

番號	畑名	地番	坪數	摘要
1	前畑	一三	三〇一、九〇〇	
2	ハザバ	一〇ノ一	二四四、〇二〇	
3	中切	一〇ノ一	二五九、九七五	現在中切・長畑ノ二ッニ分ル
4	澤向	一〇ノ一	一七七、八六五	現在此中ニ宅地八十坪ヲ含ム
5	平畑	一〇ノ一	二九三、五二五	
6	唐澤	一〇ノ一	二三六、〇七五	
7	ウラ畑		八九、八〇〇	
8	ウラ長畑		一八、四〇〇	細畑トモ云
9	墓ノ前		四七、三七〇	
10	小屋ノ前		三九、六〇〇	
11	厩ノ前		一八八、九七五	茶畑ヲ含ム
12	高石掛上		一一七、〇五〇	
13	同下		一五三、五〇〇	此中ニ岩畑ヲ含ムカ
14	バワル		六一、二七五	
15	山ノ神前		三〇、七五〇	
16	向畑	二	九七、〇〇〇	コノ中外田ノ口ヲ含ムモノカ
17	外田ノ口			
18	唐・澤東	八	一二八、六二五	別名唐澤下
19	下道上	七	四八、四一五	
20	下ウラ	七	五八、五七五	クラノマへ共云

畑に就いて

表中18番以下ハ文化十三年分家ニ移譲セルモノ、空欄ハ不明ノモノ。（圖版參照）

下前	八一	二九六、〇五〇	コノ中現在下前・ハザバノ二ツニ分ル			
久保畑	五ノ一	一六八、九二五				
ホツ畑	五ノ一	一五一、五六五				
入道畑	五ノ一	七五、四〇〇				
下ハヅレ	五ノ一	五八、〇〇〇	今四角ト云畑ナルベシ			
野地畑						
バワル						

以上擧げた中、現在に於て指摘し得られるものを、測定に基き面積を示すと右表の如くである。

三　作物に就いて

一　作物の種類は、初年度の寛政十年に於て八種、次年度には九種を數へ、年を逐うて增加の傾向を辿つてゐる。斯の增加せるものは、もちろん新たに加へたと見られるが、中には（殊に初期）何等かの理由で記載を怠つたものがあつたかと思ふ。或ひはさして重要でなかつたものは、故意に漏らした場合も考へられる。例へば嘉永五年度の種類は十種であるが、別に小物いろ〳〵と附記せる例もあるのである。斯の意味から、記載に現はれたのが、作付けの全部とは斷ぜられぬ。次には筆者に依つて手加減のあつた事も考へられる。覺帳百年間は、代を替へる五代であるから、それ〴〵の人に依つて多少の相違があつたらう。又同一の筆者とても、年に依り變化のあつた事も考慮して置きたい。

二　農家の殊に山間僻地のことで、自給生活を立前とする時代であるから、例へば野菜類の中、蒟蒻、蕃椒生姜、カラシ、蓼或は茶、藥草等は、目立たぬながら何れかに仕附けて置くのが、一般農家の風である。之は現在も各地に見聞する處で、所謂小物の中に加へられて居たのであらう。尙蔬菜類が比較的尠い感があるが、之は土地が寒冷の關係から、當時の農業技術としては、多くは栽培不可能で、葱類なども、必要の場合は、平地からの輸入に俟つのが常であつた。

前後百年を通じて、現はれた作物は總て二十四種であるが、この中には、同一のものを二樣に記したと考へられるものもある。

以上に基き重要と目せられる物に就いて少しく說明して見る。

稗

圖表にも明瞭であるが、作付けの面積から云うても、記載の順位から見ても、重視して居た事が一目瞭然で、當時の主要食料品である。もちろん正確な數字は算出不可能であるが、前半期に於ては全耕地の三割乃至四割を占めて居たと見られるのが、明治時代に入るに及んで、漸次減少の傾向を示して居る。之は米麥等と異つて長期の保存も可能なので、凶作時の豫備穀として貯藏もされたのである。尙此地方に於いては、古くは稗を以

て貢納に充てたとの傳說があり、稗成物等の語も殘つて居るが、果して何れの時代迄行はれたかは不明である。思ふに、下津具村から國境を越えて數里の地點にある、信濃の平谷（下伊那郡根羽村）の熊谷家文書に

其方屋敷並御家來又二郎助三△（不明）△三人之もの屋敷之年貢御手前共稗壹石四斗被レ成ニ御捨免一之由御定ニ候爲レ

其如レ此

文祿三年十月三日　　兩春

熊谷玄蕃殿　　藤源太長次

とあり、更に同家年代記（寫）文祿四年の條に

此節五年めになわ入之由、朝日しゆえい樣御奉行六年めに、十七年迄小笠原太郎樣飯田城主、御年具（貢）稗八石八斗（下略）

とあるから、地理的に餘り離れて居らぬ下津具邊にも、德川時代以前には、稗成物があつた事と思ふ。因に前記文祿三年文書について、嘉永三年文書に、元文六年青木文藏（昆陽）廻村の節閱覽に供し、江戸表に持參其後還附された事を云うて居る。

煙草　稗が主食物として、自給經濟の基本であつたに對して、煙草は交換經濟に於ける資源として、重要の地位を占めて居たらしい。此の地方に於ける煙草の栽培は、相當古くより行はれた痕跡があつて、地方的の歌詞にも

三州振草（フリクサ）やすい物煙草　一分二朱出しや五駄（ゴシン）來る

因に振草は北設樂郡東部一帶の鄉名で現今は下津具村の南隣に村名として殘つて居る。下の句の五駄は馬荷を謂ふのである。傳說に依ると、元祿・寶曆頃には既に農家の重要作物であつたと謂ひ、之を以て貢納に代へたと謂ふが、亦是證據とすべき文書は無い。この地方の古い農家建築には、天井に煙草乾燥の爲の設備が施され、今も舊家には往々見る處である。現に斯の村松家等も、明治初年家屋改築前は、その設備があつたと謂はれて居る。尙圖表にも現はれた通り、文政六年、天保十四年、明治二十一、二年同二十八年と九年に、記載が無い處を見ると、休作と認められるが、明治年間は兎も角、德川時代に於ける休作の理由は、種苗等の手違ひに依るかと考へられる。

大根と大豆　大根と大豆は、共に食料品として稗に亞ぐ利用價値があつた。先づ大根に就いて云ふと、之を蕎麥粉と混ぜて調理した大根蕎麥・ネット餅の類は、雜炊等と共に、夕食又は夜食等に頻繁に用ゐられた。其他蔬菜類の缺乏せる土地柄故、切干・澤庵漬等に製造する量も多く、一年間の副食物である。其葉は一部分漬物とする以外に、乾燥して貯藏し、稗飯を造る場合混合したのであるが、斯の大根の葉を刻み込む事も多かつたのである。

一方大豆は地味に適して居たものか、古くから栽培されたと見え、熊谷家傳記（註）に依ると、下津具から近々數里の間にある信濃の神原村等では、之を貢納に宛てた事が明かである。味噌・醬油の原料である他、豆腐油揚

の類から、時には米粟等と混ぜて餅にも造つた。斯の地方の生活では、最も重要な位置を占めて居た穀物である。大豆は又馬の飼料として、近世では、缺くべからざるものであつた。村松家等では、自家收獲量だけでは不足で、毎年信濃地方から移輸入して居たと謂ふ。

芋　所謂里芋で、之は現今では副食物となつて居るが、以前は補助食料中の重要なものであつた。品質は比較的良好の物が得られたので、品種にはアカメ・ヤツガシラ等が信望があつて、秋から翌春にかけての、小晝飯（ヒルメシ）（晝食と夕食の間に攝る食事）には、殆ど之が選まれ、其他の場合でも、飯と略ぼ半々の割合に用ゐる家庭が多く、皮附きのまゝ蒸して用ゐた。從つて農家の廣所には此地方で謂ふアジカ又はイカキ等稱する笊に盛られてあるのを常とした。明治中期頃迄は、この地方には甘藷の栽培が未だ普及しなかつたので、里芋の食料としての地位は重く、貧困者には、秋冬の候の殆ど主食物でもあつたと謂ふ。

藍　作物覺帳としては、享和三年が初見であるが、之が最初なるや否やは疑問である。それ以降は消長を繰返して居るが、明治に入つて後は、一層斷續が多い。自家用と云ふよりも、むしろ煙草と同じく、交易資料であつた。

小豆　之も食料として相當重要の地位を有つて居り、各節日の調理をはじめ、吉凶禍福事ある場合の食物調理には、必要のもので、缺くべからざるものであつた。併し此地方では、之のみを以て飯とする等は、既に行はれなかつたやうである。

粟と黍　之等は餅・團子等の様式に調理して、正月をはじめ、各節日等に用ゐられた。粟を混じた米の飯等は、美食の部で、普通の家庭では賓客でもない限り滅多に用ゐなかつたと謂ふ。尚覺帳には明治十年と同二十年の二回、小黍の名が見えて居るが、之は黍の一種とは考へられるが、如何なる品種か斷定は出來ない。

桑　桑は明治二十一年に、苗の作付けの代りに、苗を植ゑた事を記して居る。その以後數年で記錄は絶つて居るが、その增殖は逐年向上して、大正の末期頃は、全畑地が悉く之を以て埋められ、更に田地に迄及んだのである。

茄子　茄子は年に依つて見られぬことがあるが、之は栽培を見合せたと云ふよりも、其の種苗仕立の成否に依るものと思はれる。

其他　圖表十二行目の切いも、同十四行目の久平いもは自然薯又はツクネイモ等謂ふ類、こうぼういもは此地では瓜哇薯の事、上州いもは不明である。つときびは玉蜀黍の方言である。其他蕎黍に就いて、覺帳には文化五年と同七年に見えるだけであるが、之は端境作物の關係上、記載を漏したので、近世に於ても、年々作附けして居たのである。以上擧げた外に、記載に漏れて居たものに麻があるが、之は極く少數で、一般に地力を荒廢すると信じて、優良の畑には栽植を試みなかつたと謂ふ。楮も又記載に漏れてゐた一つで、之は畦畔等に仕立てて居た關係から、覺帳には載らなかつたと思はれる。此意味に於て、茶も又同じである。

四　柿ノ澤宇連の開發

一　柿ノ澤宇連は、其の本村である下津具村北方（キタガタ）の聚落地から、東方に十町餘を離れて居る。東西に稍細長く展けた窪地の、南面せる山麓に、一條の細流を控へてゐる。土地は狹隘であるが、一軒二軒の家居を置くには恰好の地勢にある。現在三町歩餘の畑と、一町三反餘の田地がある。

柿ノ澤宇連の一般的稱呼はカキノソレ又はカキノソウレであるが、之は地名として必ずしも決定的のものでは無い。別にカキダヒラ（柿平）又はカキンテエラとも謂ひ、德川時代の文書には多く柿平の文字を宛てゝ居る。從つて之には從來、カキノソレとカキダヒラとの、二樣の稱呼が行はれて居た譯である。柿平のタヒラは、地形を謂うたと想像されるが、一方ソレ又はソウレの語は、之は土地利用の形式から出たもので、反畑（ソリバタ）即ち切替畑の記憶を語るものと思はれる。

註　切替畑又は其跡地を云ふソリ又はソーリの語は、備後の山村にも現在行はれて居る。（昭和九年五月二十三日。備後西城より東城附近にて見聞）。中部日本の岐阜・長野・靜岡縣地內に、草里、走里等の文字を持つ地名が多く、或ひは藏連の文字を充てたのもある。尙之に就いては、柳田國男先生の「山村語彙」を參照され度い。尙下津具村を中心とせる地方では、地名以外に、切替畑としてのソレ及はソウレの語は既に廢れて、ヤ

キハタ、ヤマヅクリ、キリヤマ等の語が主として行はれて居る。

二　次は此地に柿ノ澤宇連の文字を充てた理由であるが、之は元來明治に至つて新たに充てたもので、其地に源を發する川を、柿の澤と呼んだ事に關聯があるらしく、おそらく、ソウレの語を、地勢的に澤のウレの轉訛と解した結果であらうと思ふ。ウレの語の地方的意義は、離れ里又は奥地で或は古語のフレに通ずるかと思ふ。宇連の文字を充てた地名は、附近には殊に多く、何れも本村から離れた土地である。之に地理的特徵を云つたと見られる川宇連（カウレ）、西宇連の地名もある。從つて柿ノ澤宇連も、地理的條件から言ふと、無理な解釋ではないが、問題は、澤宇連が、ソウレ又はソレに變化するか否かにある。

現今柿ノ澤宇連の戸數は四戸ある。其中の一戸は、二十年そこ〳〵に出來たものであるが、後の三戸は共に德川時代からの存在である。

三　土地の開發に就いては、時代的に何等知るべき資料は無い。しかし大體德川の初期以上に遡る事はあるまいと考へられる。下津具村に於ける土地關係の文書に就いて見ると、寛永七年及び同十八年の水帳には見當らず、寛文五年（一六六五年）の檢地帳に初めて左の文字がある。

柿ノ澤宇連の開發

一	二十二間	柿平	下畑
	二十二間		六畝三歩

與兵衛

一八間　同所　下畑　壹畝九歩　同人
五間　　　　八畝廿四歩　與十
一拾貳間　同所　下畑
二十貳間

柿平は柿ノ澤宇連の事であるから、之が文書の上の初見である。

四　玆で少しく前文に說明を試みると、與兵衞とあるのは、現在の村松家の祖先である事は、他の文書からも立證されるが、次の與十は何者であらうか。之は寛文六年「下津具村北方反別持高帳」に

田　一反十三歩　畑　二反一畝歩　與十

とある其人らしく、夏目一平氏說に依ると、其家居は古くより同村字野向（ノムカヒ）に在り、寛永七年の水帳にも其名が見えて居るから、同一人であらう。從つて土地の開墾が、以上二人に依つて行はれた事になる。しかし、同時に家居が營まれたか否かは不明で、與兵衞は兎も角、與十の方は別に家居の地があつたとすると、之は單に所有地に過ぎなかつたらしい。

其後享保年間迄は、柿平即ち柿ノ澤宇連に家居の存在を肯定する資料は無い。尤も村松家の位牌及び過去帳には、正保四年沒佛心院至山源家居士、承應二年佛とある藤兵衞等の文字もあるが、之を以て家居の存在と相關的に見る事は出來ぬ。

五　享保五年十一月附、下津具村北方村役人より、領主に願出での文書は、村内小百姓藤兵衞なる者の不埒を列擧したものであるが、此文書（爲）は、柿ノ平即ち柿ノ澤宇連に家居の存在を立證するものである。

（前略）右藤兵衞舅與兵衞と申者、當村新田柿平と申所ニ罷在候所相果申候上、藤兵衞請取、拾ケ年餘相賄申候（中略）藤兵衞罷在候柿平近邊、先年より草刈場所ニ而御座候故、當夏南方村より苅敷馬被レ赴候へバ、與兵衞御竿請之場所と申、一切苅爲レ取不申、皆々から馬ニ而追戻し申候故（後略全文後出資料1）

之で見ると、享保五年には明かに藤兵衞なる者の屋敷があり、然も其處には、舅與兵衞が住んで居て、其沒後藤兵衞の請取つたもので、以後に於いて既に十ケ年餘經過して居るのである。のみならず、此地は、與兵衞御竿請の場所と云ふ。

六　同文書には、當時柿平新田の表高に對する年貢割附に、次のやうな偏頗の在つた事が述べてある。（前條の引用文「十ケ年餘相賄申候」より續く）

此新田高貳石三斗五升八合御座候所、先年當村名主茂兵衞と申者無念仕、右之内壹石七斗八升與兵衞ニ納所爲レ致、相殘高村中ゑ割賦仕御上納之都合仕候所、去春御名帳相改候得は、右割賦高柿平分ニ紛無ニ御座一候故、御名帳之通御上納仕候樣ニ申渡候得は、則御檢地帳藤兵衞拜見仕致ニ得心一、前々村中ニ而相辨上納仕候御年貢金永々之儀ニ候得は、明細ニ勘定難レ仕旨相願（後略）

名主仕ニ無念ニ」とは、畢竟不用意を謂ふらしいが、何等かの事情で、斯うした所置が行はれたと想像される。斯の村方損害に對する賠償も、本願書の一要點であつた。

因に本問題は、翌、享保六年五月朔日附で解決の文書がある。（後出資料2）

七　扨前に還つて、柿平に居住して居たといふ藤兵衛卿の與兵衛であるが、之は現今の村松家の祖先で、寛文の檢地帳に在る與兵衛と同一人であらう事は、年代から言うても略々判定がつく。然らば藤兵衛とは如何なる關係にあつたものか。仍つて先づ與兵衛を中心にした、村松家の過去帳（先祖代々精靈）に對照すると

觀山了花居士　與兵衛　寶永六丑歳八月廿三日

而して賄ひ預りをして居た藤兵衛も其中に列して居る。

眞深實性信士　藤兵衛　寶曆六丙子歳十二月十六日

之は享保五年文書に「與兵衛沒後十ケ年餘賄仕云々」とあるのに、年次も合つて居る。尙藤兵衛に就いては別に述べる事として、以上を綜合して、與兵衛は柿平卽ち柿ノ澤宇連に於ける村松家の發祖と見る事も不合理ではない。其他與兵衛以前に就いて前記「先祖代々精靈」には

先祖相知れ不申ニ付是より改出候

とある事とも一致する。因に「先祖代々精靈」は、安政四年八十歳で沒した學平の筆になる物であるから、當時

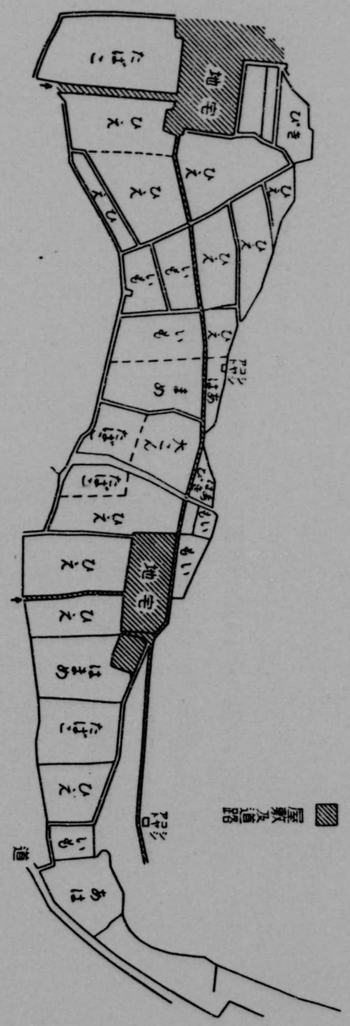

圖附作度年十政寬

地圖は現在の地形圖で、之に覺帳記載に基き作製せるもので嚴密な意味のものではない。尙畑の中、マヤノマヘノ上方、屋敷裏の細畑、うら畑は共に記載がないが、之は後の覺帳記載の形式から類推して、墓の前として、總括せるものかと考へる。次に中切畑に接續せる長畑、澤向畑の區劃は、後の設定故、共に一つの畑と見るべきものである。

圖附作度年九十二治明

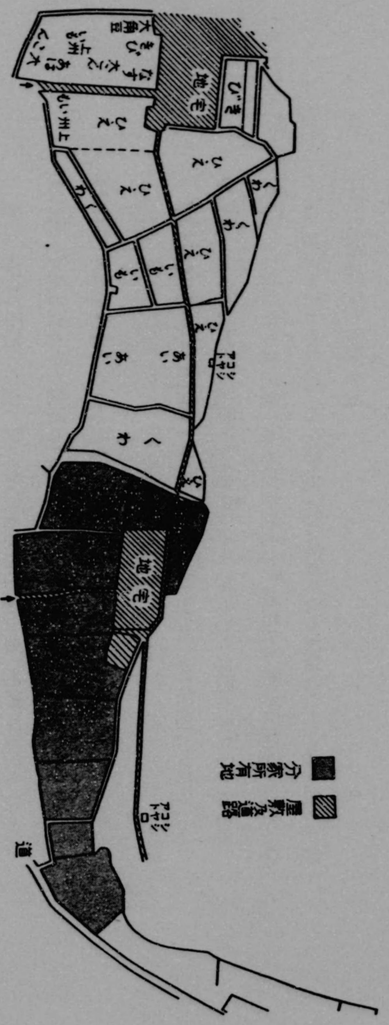

圖中、作物の記載なき墓ノ前、細畑（今長畑共）は、共に覺帳に見當らぬものであるが、記載の形式から判斷して、之等は、總て屋敷後に當る所から、うら畑の名に依つて代表させたかとも考へられる。さすれば、この二者の作附は黍であつた譯である。

から澤（西）の畑は、明治二一年に、桑苗植附とあり、更に明治二五年に、上三分桑植るとあり、其以降記載なき處を見ると、次の如き判斷も成立つのである。即明治二一年にから澤一切とあるは下位七分の意にて、更に二五年上三分とあるは、殘部を指すもので、之に依り同處は全部に桑を植附けたるものとする。圖は斯の解釋に依り作製した。

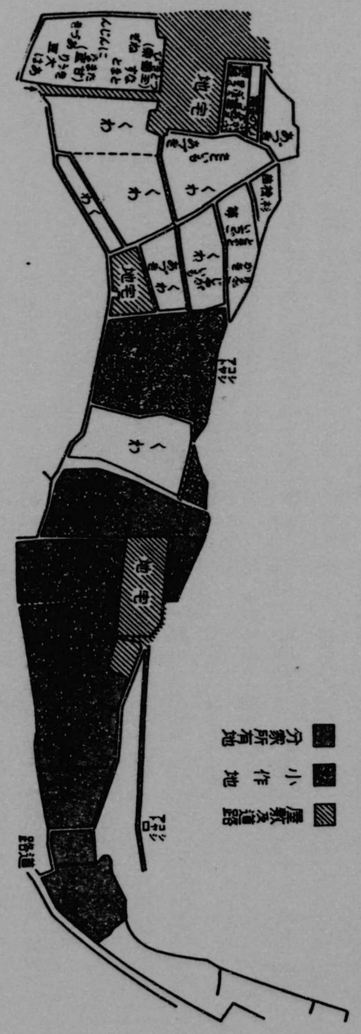

圖附作度年七和昭

昭和七年度夏作の特異點は、明治二九年に比して著しく地積の殖いことで、卽ち澤向の下段が新たに宅地となり、それに續く、平、バワル、山ノ神前が共に小作地として、自作でなかつた事である。その他既ノ尻（既の前共）の東半分、チヨウヅバシタ（はざば共）中切、長畑、澤向、高石掛下、から澤（西）は何れも桑園として固定して居り、纔かに小豆、瓜哇薯を間作して居る。又高石掛上、既ノ前には萍菓、柿等が植ゑられその間に、蕃茄、イチゴ、百合、小豆等を試みて居り、うら畑は葡萄、柿が仕立られ、細畑コヤノマへは杉、檜の苗圃である。以上の如く、明治二九年度に比較すると、全體の耕地が減少せる上に、殘存のものも以前とは利用を異にして居るから、作物の上から比較すると、以前の姿は全く失はれて居たのである。

左に昭和七年度に於ける、自作耕地の作附を各畑に就いて詳細に記して見る。

一 前畑　茄子、蕃茄、大根、葱、甘藍、人蔘、胡瓜、玉蜀黍、大豆、小豆、粟

一 チヨウヅバシタ（はざ場）　桑

一 中切　桑

一 長畑　桑

一 うら畑　葡萄（上部傾斜地に四株）聖護院蕪、小豆、長芋、牛蒡、胡瓜、大根（宮重、方領、聖護院）

一 長畑　（細畑共）　柿（蜂屋）五株、別に檜苗

一 墓ノ前　小豆（多作小麥、碗豆）

一 コヤノマへ　杉、檜苗

一 マヤノシリ（既ノ前、西半分）　萍菓（紅玉）三株、里芋、小豆（多作小麥）

一 高石掛上　萍菓（紅玉）八株、柿（蜂屋）四株、栗一株、間作として、蕃茄、イチゴ、百合、西瓜、小豆、大根

一 高石掛下　桑、瓜哇薯（多作白菜）

一 澤向　桑、小豆（多作小麥）

一 から澤（西）　桑

一 バワル・山ノ神前・平は小作地として出す。

既に與兵衛以前に就いては不明であつた。

八　土地の開發は後の事實から判斷する如く單純なものではなく、柴切りとか草分けと信じられたものも、實は中途の引繼ぎであつて、其處には思ひがけぬ開發者が匿れて居たりするから、その見地に立つて、もう一度、最初の開發が村松家か否かを檢察して見る。之が爲には順序として、前に擧げた寛文五年檢地帳に現はれた與十との關係から詮索の要がある。與十の家居は、既述せる如く當時他に在つて、柿ノ澤宇連の開墾地は單に所有地に過ぎなかつたとすると、新規開墾の極くありふれたものである。大規模の開墾と異つて、豫め居宅を設けて、然る後着手するやうな例は、斯うした狹溢の土地では、何等か特種の事情でも伏在せぬ限り在り得ない。然らば與兵衛と與十が斯の地を開發して、前者は其處に居宅を構へたに對して、後者は別に住んだ譯であるが、二者同時に着手せるや否やが次の問題となる。之亦厄介ものので、想像以外には進展出來ぬのであるが、唯二者が同一の行動を取らなかつた事を前提として、何れかが先蹤者とだけは考へて置いてよささうである。

九　前に云うたソレ又はソウレの地名意義から判斷しても、柿ノ澤宇連の地が、切替畑乃至其跡地として、荒蕪に委せた時代があり、それを何人かが多少宛手を加へて、何時となしに稍耕地らしい形態を具へるに至つた。さうして檢地登簿と迄運んだと想像すると、それ迄の期間も相當永かつたに違ひ無い。後の事實を前提とすると

其處には作小屋が建てられて、春の播植や夏分の手入れの他、牧穫期を控へては、猪や鳥の害を防ぐ爲めに、自然寢泊りも多くなる。然も其處は街通に添つて居たことから、多少旅人の來往もあり、立寄つて話を交してゆくもあつたであらう。併し未だ家といふ程のものは無い。斯うした狀景を想定に置いて、前記檢地帳に對照して見ても、村松家が最初に居を構へたと解するのが穩當であらう。

其處で再び檢地帳(寫)を見返すと、年代は不明であるが後から附箋して、與十の名の脇に與十分庄兵衞と訂正してある。之は始め與十名義で檢地を受けたのが、後に庄兵衞の所有に移轉と解される。そこで、庄兵衞が何物で、如何なる過程で移轉したかの興味も起るが、厄介な事には其當時に近い年代の下津具村持高帳の類には、庄兵衞の名は二ケ所以上に記されてあつて、同一人なりや否やも決し難い。之では全く考察の途は無いのである。

一〇　仍つて方向を變へて、柿平（柿ノ澤宇連）と庄兵衞なる者の關係を索めて見ると現在の村松家の隣家が、代々庄兵衞を名乘つて居る事である。之で檢地帳の附箋の意味は半分以上解決が着いた感があるが、兎も角も其家が、どうした歷史を持つて、庄兵衞の名は果して何年頃から名乘つて居たかを當つて見る。傳承に依ると村內（下津具村北方）の字下（クダリ）から移住したものと謂ふ。字下は矢張り新開地で、小前百姓が多く集つて居たことから、土地では下百姓として蔑んで居たといふ。さうした處から移住した爲めか、柿ノ澤宇連に住んで後迄兎角の噂をする者もあつたらしい。移住年代は全く不明であるが、村松家よりは後である事は、略、誤りはない、而して享和年間には既に持高もあり家も存在した證據がある。（註）

與十分庄兵與とある附箋の事實は、之で稍判明したと見て差支へないと思ふが、この上共に疑問にして置き度いのは、與十名儀時代に既に何人かが居住した事實の如何である。

註　村松家所藏享和元年持高覺は、同家の持高と、別に柿ノ澤宇連地內居住者の高を書いたもので、それには隣家の高に就いて次の如く擧げて居る。

庄兵衞

一本　田　壹升六合六勺
一古　新　壹升九合九勺
一新　々　壹石四升壹合
高　合　壹石七升七合五勺

一一　玆で庄兵衞の家が、傳承に謂ふ如く、村松家より後の移住である事を、各種の場合から證明して置く事も必要であらう。

最初に先づ二者の地位を比較する爲めに、後の事實に現はれた點を言ふと、以前(三四十年前)は盆の十四日に村松家の墓地へ隣家(庄兵衞)から松明を焚きに來たといふ。盆に墓地に松明を焚く事は、地方的解釋では畢竟供養の意で、現今も小前又は末家の者が、親方或は宗家に對して行ふ一種の儀禮である。斯の例から見ても、何等か村松家の墓地に對して、義務的觀念を持つて居た事が窺はれる。而して兩者間には婚姻關係は更に無いと云ふ

から、之は別の動機からである。次に家名即ち屋敷名に就いて見ても、村松家の大屋に對して、一方は西又はトナリであつた。更に家居の地理的關係も、村松家が優れて居る。尙、寛文檢地帳には、村松家(與兵衞)は見えるが庄兵衞は無いのである。

一二　以上で柿平即ち柿ノ澤宇連に於ける開發の沿革に觸れた譯であるが、同處に營まれた家居は、玆に云ふ以外に別に隱れた存在があつた。

之が最初の開發と何處迄關係があるかは疑問であるが、一通り擧げて置き度い。

今は全く忘られた家の一つに權之丞屋敷といふのがある。此家の廢絶は遙かに以前で、文化年間村松家で分家の際、其屋敷に宛てた地は、實に此屋敷の一部を利用したといふ。權之丞に就いては、屋敷跡を云ふ以外、格別の事實は無いが、文化五年村松家分家の際の分地證文に

(前略)一家諸親類組之者其外隣り近所衆中立會相談の上、權之丞屋舖しやうな大道迄通し(後略全文後出資料3)

とあり、其他前に擧げた享和元年與兵衞控への持高覺に

新々三斗　　與兵衞權之丞分

とあつて、脇に文化十三年改と註筆して、內貳斗三升彌四郎渡スとある。因に彌四郎は分家の名である。

此記事で見ると、享和元年には、權之丞の持高は既に與兵衞名義に變つて居た事が判る。然るにそれより遡つて、寬政五年下津具村北方「本新田畑銘々持高帳」には、與兵衞の名の次に

新々三斗　　權之丞分

とあるから、多分同一人であらう。更に遡つて、安永六年、明和二年の同帳には、共に權之丞として同額の高を擧げて居て「分」の文字は無いから、本人の存在が考へられる。尙權之丞に就いて、夏目一平氏の調査に依ると、曹洞宗金龍寺過去帳安永七年の條に、權之丞とあるさうだから、或ひは其人かと思はれる。

一三　權之丞なる者は、何時頃から其處に居住したものか、更に子孫等に就いても、何等知るべき宛は無い。しかし其持高は、安永の持高帳が初見であるから、文書では村松家より後である。之から考へられるのは、土地開發の沿革等も決して單純なものではなく、或時代の耕転乃至開發を擔當して、屍を埋め忘られたものゝある事で、現に村松家の前畑には、鍛冶屋敷と唱へる場所があつて、方一間程の地に抗を打ち、今も月經時の婦女の立入るを戒しめて居る。假りに傳承の如く其處が屋敷跡とすれば、おそらく村松家より遙かに以前である。

土地の開發に關聯して、序に云うて置きたいのは、前記「本新田持高帳」に依ると、安永六年を初見として

一、新々四斗八合　　高四升八合　　行者

とある事で、享和元年村松家持高覺にも、同樣の高を行者分として擧げて居るから、之も又柿平(柿ノ澤地宇連)

內のものであつた。

五　村松家を中心に

一　之迄述べた處に依つて、柿ノ澤宇連開發の沿革は、朧ろげながら想像がつくと思ふので、次には村松家の存在を繞る二三の點を考察して見る。

前にも述べた處であるが、大體斯の村松家は、寛文年間頃に、初代と考へらるゝ與兵衞が開發したらしく、其處に居を構へた動機は、斯の地方に於ける新規移住の例から類推して、前々から耕して居た土地に、二三男とか或ひは娘を連れて隱居をした事等に端を發したと思はれる。（註）たとへ一軒でも家があれば、それを慕つて來る者もあつて、土地の狀況に應じて家も殖えて行く。最初の開發者を、草分けとか柴切りと謂うたのも、詢に意義に叶つて居て、それが驕て社會的地位の第一步でもあつた。

そこで最初に村方に於ける村松家の社會的地位を考へて見るのも無駄ではあるまい。併し人の家には盛衰があり、血統も無事繼續したとは限らぬから、大體覺帳の記錄された時代に對象を置いて見ると、相當有力な地步を占めて居たと解する根據がある。

註　三河北設樂郡・信濃下伊那郡の一部地方に於ける、村の自然開發には、近世では略三ツの形式があつた。第一は豫め土地を選定しての移住で、所謂新百姓の村などいふものは多く之であつた。次は移動式職業者の土着で、木地屋部落等がそれである。第三は玆に謂ふ隱居形式で、例へば燒畑耕作等に端を發して、土地の條件に依り、作小屋即ち他屋に定住するに至るもので、其動機は偶然に依るものが多いが、形態的には分家である。

二　村落生活に於ける社會的地位は、その家の財產即ち經濟力と密接な關係があつて、傳統を基礎とする信仰生活に於ても、亦政治的にも之が微妙に反映する。最も土地に依つては、神社關係の地位等は、財力とか人柄等とは沒交涉に保持された場合もあるが、それを以て、單純に信仰傳統の强燄とのみ歸する譯にはゆかない。自づから別の理由の伏在も考慮に入れねばならなかつた。以上を前提として、村松家の場合を見ると、土地の氏神白鳥（シロトリ）神社の名人（ミヤウド）として、村內十八軒中の一軒で、その祭祀に於ける歌舞の、最も重要な役であるサカキと云ふ神に扮する資格があつて、一にサカキ屋敷と謂はれて居た。之等はおそらく其家の開發當時には無かつたものであらうと思ふ。

之に對して政治的には、天保年間には北方村の庄屋も勤め、その他村方役人にも選任され、別に巢母（コロモ）落の近鄕七ケ村の橫目役を拜命して居た。尙德川時代に於ける下津具村の庄屋は、古くは世襲であつたと云ふが、其家が亡びて後は、一種の互選制であつた。その形式は村內を七組に分け、各組に被選擧資格の家が一戶宛あつたが、その資格も有つて居た。尤もその制度が、どの程度迄實行されて居たかは疑問で、且何を標準とせる資格かも判

然せぬが、兎も角もさういふ家柄であつた。因に玆に云ふ七組の組は、所謂五人組とは別である。

註　名人は名頭とも書くが、一般の稱呼はミョード、ミヨド、ミヲドなど云ひ一定せぬ。三・信國境の山地地帶に行はれて居る田樂・花祭り・神樂等の、歌舞を基調とする祭祀に行はれて居る名で、行事參與の資格者即ち神人を謂ふ。村に依つて其資格を獲る過程が異つて居り、年々人選の變る場合もあるが、多くは世襲的である。現在に於ける土地の解釋では、氏神を對象に氏子總代の如き意味があつた。部落を單位に五人、六人、七人、十二人、十八人等に限定され、下津具村に於ては其數は十八で、天保五年「村方御神事神人一札之事」なる文書(後出資料4)には、當時の名人が列記してある。尚名人に對するこの地方に於ける各種の事例は、拙著「花祭」を參照され度い。

三　次に經濟的方面に眼を移すと、之は優れて土地を汎く所有したと云ふのでも、亦特種の財貨を貯へて居たと云ふのでも無いが、小さいながら均衡がとれて居て、水田もあり畑地も先づ人並以上に所有して居た。山林には殖林した杉が繁つて居り、相當の貸金もあつて此地方の所謂樂な暮しの部類に入る家柄であつた。かうした村松家の經濟的地歩を裏書するものとして、次のやうな挿話がある。同家の現在の居宅は、明治初年に一部分改築したが、之は天明六年丙午の年に新築したものと謂ふ。その建築の一面の動機として傳へられる處では、當時不作を受けて、疲弊せる附近貧困者の救濟にあつて、俗にいふお助け普請であつたと云ふ。尤も斯樣な說は、直

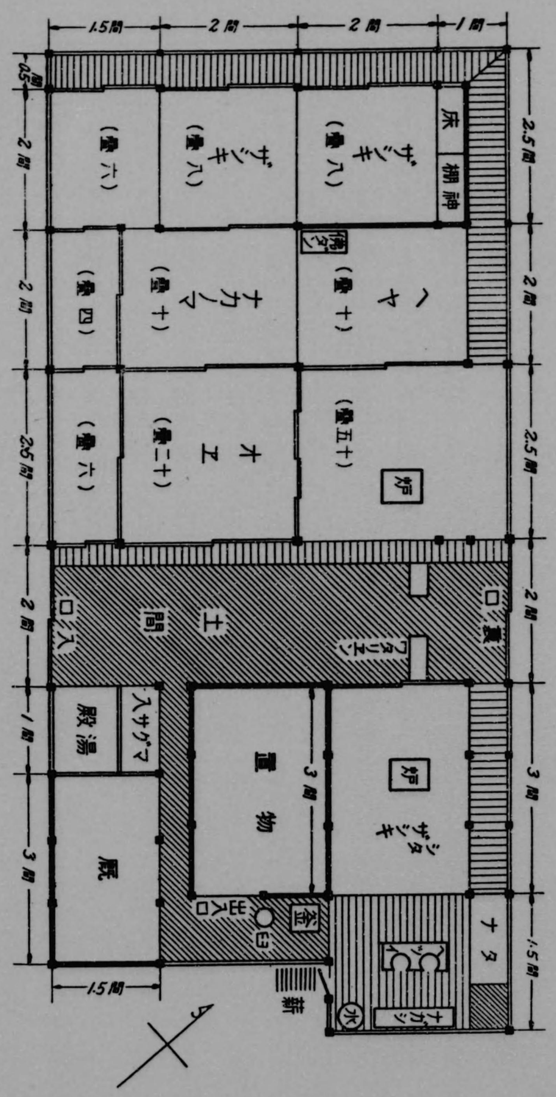

國府間家松村

に全部を信ずる譯にはゆかぬとしても、無下に否定もされぬ。假りに傳說としても、話の對象となるだけの資格はあつたのである。

四　村松家の開創當時を物語るものとして、前に土地の開發の條に引用した享保五年の文書等では、當時北方に對して格別の勢威や信望が在つたとは考へられぬに拘らず、前に擧げたやうな地歩を占めて居たとすると、それ等は或時代の、殊に比較的近世に至つて具備されたとしか見られない。試みに此推測が當つて居たとするとその地歩獲得の機緣は、矢張り經濟力の蓄積であつた。血統とか婚姻關係又は人物乃至運命等の併せ助けたものもあつたらうが、それ等はむしろ二次的のものと考へられる。以上の前提に從つて、村松家の經濟的地位の沿革を知る目安として、極めて表面的ではあるが、文書に現はれた持高を一通り擧げて見る。

五　前述せる如く、寛永七年同十八年の本帳及び水帳には村松家の持高は素め難い。降つて寛文五年北方新田畑撿地帳に、與兵衞の名で次の面積がある。

下畑　二筆計　七畝拾貳歩（前揭）

因に本檢地帳に收錄されて居たのは、地目は下田、中畑、下畑の三種で、人員は總て五十一人である。今地目を別にして面積のみに依つて、其持高の順位を云ふと與兵衞（村松家）は二十五位に當る。尙此中各人の所有面積の

最高位と最低位を見ると次の如くである。

最高所有面積　壹町壹反八畝九歩
最低所有面積　二四歩

之で見ても、その所有面積は、決して優位とは云へなかつた。降つて寛文六年反別名寄帳には變化は無い。更に降つて享保五年村方願書に、新田石高貳石三斗五升八合に對して、年貢割附石高は、壹石七斗八升となつて居た事を指摘して居た事は前に擧げた通りである。次に

寶暦七年　本新田畑銘々持高帳
同　十年　門數書上帳(持高記入)

等があるが、之には持高が二三に分記されて居て、同一人か否かに疑問があるから、比較の材料とはならぬが前者には與兵衛の名は二ケ所にあり、次の如く記してある。

(甲)一　本　田　五升　高五升
　一　新　々　一石六升壹合八勺
　　高　合　壹石壹斗壹升壹合八勺
(乙)一　本　田　貳斗壹升四合
　一　新々田畑　四升五合

高　合　貳斗五升九合

六　寶暦十年北方村門數書上帳には、門數九十三の中、與兵衛の名があるのは次の二つである。

一　四斗七升七合　與　兵　衛
一　貳斗五升　與　兵　衛

別に

一　一石七斗貳升五勺　與

之は或ひは兵衛の二字を脱したものとすれば、與兵衛が三筆になつて居た譯である。次で明和二年古新田畑銘々持高帳に

一本　田　五升　高五升
一新　々　壹石六壹斗合八勺
　高　合　壹石壹斗壹升壹合八勺　與　兵　衛

とあるのは、前記寶暦七年本新田畑銘々持高帳とも高が一致して居り、他に同名は見へぬから、二者は關聯ある物として、一應考慮に入れて置き次を見ると、左の年次の文書にある與兵衛分は、持高が總て一致して明和二年と同じである。

村松家を中心に

安永六年田畑銘々持高帳
天明貳年本新田畑銘々持高帳

次いで

寛政五年本新田畑銘々帳

があるが、之には與兵衛名義の處に、前と同じ石高を記し、次行に

一新　々　三斗

とあつて、都合壹石四斗壹升壹合八勺とある。玆に權之丞分を加へた事に依つて、寶曆七年以降未だ疑問を存した與兵衛が、村松家である事が判然するのである。權之丞分は、村松家の隣地の權之丞持分たる事は、村松家持高覺に依つて明らかである。以上の資料に基づき、寛文檢地帳以來の村松家表面の持高と見らるものを年順に配列すると

寛文　五年	下畑二筆	七畝拾貳歩（石高記載ナシ）	
享保　五年		二石三斗五升八合（實際割附高一石七斗八升）	
寶曆　七年		壹石壹斗壹升壹合八勺	權之丞分
明和　二年		同　上	
寛政　五年		壹石四斗壹升壹合八勺	

享和　元年		同　上（村松家持高覺）	
文化十二年		壹石八斗貳升一合八勺（同上覺名義學平）	
文化十三年		壹石壹斗七升壹合八勺（同上分家委讓アリ）	
慶應　元年		壹石五斗六升六合（本新田畑地並小前銘々書上帳）	

以上の如くであるが、當時の土地制度の關係から、實際の持高とは稍緣遠く、一標準を示すに過ぎぬが、寛文より享保年代は一先づ別として、寶曆以降慶應年間に至る間は、略々一石以上二石の間にある。此事實は村内の他の持高に比較して必ずしも優位では無い。

七　前に擧げたものは、文書に表はれた表面上の持高で、實際には質入れ、年期賣買等の關係で、別に持高があつた事である。前にも記した享和元年の同家持高覺には、その高が次のやうに記してある。

高　覺

一	本田壹斗五升目	米八升九合七勺	南方分　北　庄兵衞ゟ
一	古新壹斗	米三升八合八勺	南方分　南　龜之助ゟ
一	古新壹斗目	米六升三勺（取米）	北方分　溜淵仁左衞門ゟ
一	三斗四升目	米壹斗三升八合六勺五才（同上）	溜淵分　同　仁左衞門ゟ

一　本田壹斗貳升目　米七升七勺（同上）　溜淵分　北　左兵衞ゟ
一　本田貳斗五升目　米壹斗四升五合五勺（同上）　北方分　北　猪　平ゟ
一　本畑四斗目　米壹斗六升三合三勺六才（同上）　溜淵分　同村久右衞門ゟ
　計　一石四斗六升

この中下段に記したのは、名儀人で、其上段に南方又は北方分等あるのは村名である。之は當時村松家の事實上の所有下にあつたもので、後に買戻しを受けたものもあつたが、中には其事が無く終つた物もあり、買入證文も保存されて在る。（後出資料5）從つて之に前記持高帳の分を加算すると、總計二石八斗七升一合八勺となり、村內でも上位の高持である。

其他村松家の財產としては、山林を擧げねばならぬが、之には殆ど基礎的資料が無い。しかし地理的條件から云つて相當豐富な面積があつて、殖林等も行はれて居た事は擧げられる。

八　村松家の生活內容が、經濟的に優れて居た理由として、これ迄述べた事實では未だ不充分の感を免れない。土地の所謂樂な暮しとして、外觀以上に裕福であると云ふのは、土地の持高等表面化したものを謂ふ意では無いから少しく觀點を醜して別の側から見るとする。尤もそれに觸れるには、當時（德川末期を中心に）於ける地方の經濟事情を一應述べ、其處を前提とする事が妥當であるが、それを玆で論ずる事は、問題を一層紛糾に導くことゝ、筆者には不適當な課題で、却つて意義が疑はれるので、差控へる。併し大體に於て、覺帳の記載からも判斷せらるゝ如く、永年の自給的經濟機構が崩壞期に達して、貨幣の威力が、其間隙を侵しつゝある際であつたから、農業經營者の理想としては、生產能率の向上を畫る事は云ふ迄もないが、その一方何等かの方法を講じて、貨幣の獲得を期する事が、緊急で、之が經濟生活を有利に導く常道でもあつた。

そこで第一の、生產能率の向上に就いて、村松家の場合に當嵌めて見ると、その經營畑地と居宅を結ぶ自然的條件の勝れて居た事である。畑地は（水田も）總て居宅を繞つて展開して居た事で、門に立てば一目に指摘し得られる。次には肥料の採取條件であるが、之は四周に刈敷の山を控へて最も惠まれて居る。其他村松家として最も有利であつたのは、次に述べる特種の事情から、當時の山地農業に於て、最も要望された、唯一の窒素質肥料である人糞尿・廐肥等が、格別手を下す事なく、至つて豐富に獲られた事である。因に斯の窒素質肥料の獲得が、この地方の農業經營に於て、重要な役割を持つて居た事は、農業熱心と云ひ、又は或種のコッを心得て居るなどと云ふのも、畢竟斯種肥料の性能を理解する事と、その獲得にあつたとも見られ、單純な勞力上の勤勉を指すので無かつた。

九　村松家の農業經營上、肥料獲得に重要な役目をなした特種の事情と云ふのは、副業としての馬宿の經營である。而も其事は、家の經濟生活を有利に導いたもので、肥料の獲得等は、有利と云つても、むしろ副產的の

ものであつた。例へば宿料の收入、生産物の有利販賣、奉公人の勞力の調節利用等、諸種の條件があげられ、之が、他の一般の農家には、夢想だも能はぬ、貨幣獲得の特種の方途であつたのである之に就いて同家のぜん女は、幼少時代を回想し、次のやうに語つて居る。

馬を泊めてやつて、家で獲れた穀を喰つて、それで肥料(コエ)が澤山(タント)出來て、利得が多かつたから、馬宿がいゝと云つて中々止められなかつた。(夏目一平氏筆錄)

以下少しく馬宿に就いて云うて見る。

馬宿の經營は、殆ど農閑期(冬より春)のことで、同家に於けるその創始年代は明確に知る事を得ないが、同家の言傳へ(主としてぜん女)に依ると、作物覺帳の創始者である與兵衞の時代には、既に有利を信じて營まれて居たと謂ふ。而してぜん女の幼少時代即ち嘉永・安政の頃には、その爲の設備として、土地の所謂四六(四間に六間)の厩が在つた。上中下の三室に分れ、更に一室を二つに區畫して、一室に四頭宛、都合二四頭の收容力があつたといふ。

斯の村松家の馬宿經營は、計畫的なもので無く、其家居の持つ偶然な地理的條件を利用したものであつたらう。

一〇　一口に中馬と謂はれるものにも、既述の主要交通路を往復してゐた者は、最早單なる運輸交通の機關であつたが、別に、その原始形態と目せらるゝものがあつた。南信地方の農村から、自家又は附近生産の穀物(米大豆・小豆等)又は木材等を、冬から春にかけて馬背に托して東海道方面に搬出販賣し、又は必要の物資と交易するのである。所謂中馬の脇街道を通行する者は、多く斯種の目的を持つ者で、村松家に交渉があつたのは、地域的に天龍川兩岸に點在する、下伊那郡の山民であつた。

馬宿の經營狀況に就いて、冗長の感はあるが同家ぜん女の談語筆錄を更に揭げて見る。

馬(中馬の)は毎日は來なんだ。それも夏の忙しい時ではない、冬春百姓の閑な時期で、四五日目位に來て泊つた。一組(之を一綱とも云ひ多く四頭)の時も、二三組の時もあつて定つて居らぬが、四組十六匹位が一時に來た事もおぼえて居る。

坂場(サカンバ)(下津具村の東隣の村)にも馬宿があつて、其處には宿は多かつたが、家(ウチ)(村松家)にも來た。一人で八匹追つて來て泊つた人もある。下(クダ)りの方(村松家から云うて東方)から歌を唱つて來たから、それを聞くと釜に湯を沸して待つて居た。泊ると其晩は家(ウチ)で獲れた稗を出して、馬一匹に一升、それに秣(カイバ)を混ぜて養べさせた。豆(大豆)は馬方の方で持つて來るので、それも一緒に與(ヤ)つた。朝は矢張り家の方から米を出して、一匹に五合か一升、秣(カイバ)に混ぜて與つた。朝米を與ると、一日精(ハイ)(馬の)が好いといふ。(以上夏目一平氏筆錄)

一一　當時(德川末期)馬宿で徵收した宿料が、何程位であつたは就いては、何等知る事を得ないのは遺憾である。もちろん之には賄ひの形式に依つて差等があつたと見られるが、明治初年頃街道筋(中馬本街道)などで

は、四頭立飼料附人間を含めて二分が定りであつたと云ふ。（信濃伊那郡根羽村舊時中馬問屋　石原清三郎氏談）尙前記ぜん女の談話にある馬の飼料として米を與へる事は、一般に行はれたらしく、現存せる中馬馬子塚田藤吉氏（下伊那郡波合（ナミソヒ）村平谷（ヒラヤ））談に依ると、平常は與へなかつたが、通し馬（宿繼ぎでなく目的地へ直行の場合）には、朝出發前に、大豆一升五合に、生米一升を與へ、其儘夜迄給付せぬ慣ひであつたと云ふ。

馬宿營業が、有利であつた事は、所謂中馬街道の宿場である信濃の平谷・波合等に、荷問屋と並んで百頭近い馬匹を收容するに足る建物が何軒も殘存する事に依つても當時の繁盛が想像出來る。村松家の馬宿經營等は、それ等には比較すべくも無い小規模のものであるが、經濟上寄與する點が大きかつた事は、前記ぜん女の述懷にも現はれて居る。殊に自家產出の米・稗等の直接販賣から得る利潤も尠少で無かつた。秣をはじめ燃料等は、悉く手近に獲られ、それ等が悉く一定の價値に換算されただけでも、當時の山村生活としては惠まれたものであつた。之は見方に依つては自己の生產が居ながらにして貨幣化する機能を具へて居た譯で、他の一般の村方の、夢想だも爲難い事である。

一二　副業としての馬宿經營に伴ふ利得として、今一つ忘れる事の出來なかつたのは、前にも一寸觸れたやうに、豐富な肥料の獲得である。人口稀薄な山地の農業に於ては、綠肥以外の肥料を多量に獲ることは困難であつた事から、何等かの手段を講じて其獲得を期した。平素他人の出入りを歡び、或ひは燃料の消耗を厭はず風呂を立てゝ、近所隣りを招いたのも、親切とか奉仕的精神以外に、肥料獲得の爲の利己的欲望もあつた。今日の都會生活等から回顧すると、笑止以上であるが、さうした零細な利潤をも見逃さぬ所に、農家經營上の嗜みがあつた。或ひは街道に立つて馬糞や古草鞋を拾ひ、道路の繕ひをして、蔓埃や坭を已が畑地に持運ぶ等も、一概に公德心の發揚とのみ說けなかつたと同時に、利慾にのみ飢えた行爲とも言えなかつた。

村松家の場合でも、馬宿の經營は、幾多の利益があつたが、其處には單純に、利慾を追ふ爲にのみ動いて居るのでない、前に同家ぜん女の談として引用したやうに、馬を泊めてやつて、肥料（コヤシ）が澤山得られたといふのも又それで、馬を泊める事は、一種の善根とも解して居る。從つて其處に自然に齎らされる肥料も、一面から云ふと自然の惠みである。動機としては必ずしも計畫的では無い。其處に家としての根强さも妙味もあつたので、利益にせよ富にしても、一種の惠みともいふべき心理が働いて居たのである。

一三　馬宿の經營と並んで、村松家の經濟生活を有利に導いた今一つは、土地が隔絕して居た事である。離れ家又は山中の一つ家等の不便は、交通上物資供給の圓滑を缺くことであつたが、さういふ杞憂は、小さいながら街道に沿つて居たから先づは無かつた。然も日常の生活に外觀を飾る必要等は無く、相當の財力を蓄へながら、山家であるとの理由で、本村に比して生活程度は高めずに濟んだ。斯の自卑の心掛けが、强味であり一つのコツでもあつた。明治維新後の社會狀勢の變革を受けて、山村に於ける代々の舊家物持が倒產の運命を辿つたのも、一面

には斯の傳統的啫みのコッを忘れた結果である。交際上の失費等も、離れ里故に極めて輕くて濟んだのである。

聚落地を隔れた山中では、病氣その他火急の場合等に、救援の人手の早急に求められぬ不便はあつたが、それ等は度々起る事でもなく、殊に村松家の場合などは、全くの孤立では無いから、多少の遣り繰りは得られる。村の集會交際等にしても、不便と時間の不經濟は、之は一方の隔絶から來る利益で充分相殺される。何等かの出來事から、本村の者が朝から仕事も出來ず立騒いで居るやうな場合にも、尙平氣で勞働に精進する等も、永い年月に積れば少いものでは無い。

その他としては、前に述べた享保五年の村方願書に現はれた持高石盛りの手加減の如きもある。之なども文書には檢地帳作成當時、時の庄屋が無心した事とあるが、或ひは想像を馳せれば、山中の下畑耕作者に對する村方の手加減であつたかも知れぬ。之など表面石高に對する割附けに於て、五斗五升餘が村方負擔になつて居たのだから、事實とすれば村松家の家計に與へた利益は尠少でなかつたらう。

一四　以上は主として、外的關係の村松家の、經濟生活に與へた有利條件であるが、それだけが經濟的充實を齎した全部では無いであらう。何れの一つを選んでも、共に零細取るに足らぬもので、一度び心掛けを誤れば、忽ち霧消する程度のものである。しかも村松家の場合は、悉く蓄積であつたらうか。

試みに斯の地方に於ける、所謂物持ちの蓄財過程を見ると、商業又は特種工業の經營に依る外に、博奕とか貸金、それ等に伴ふ抵當物の安價な入手等が數へられるが、村松家の場合では、貸金から得る利息とか、乃至質流れに依る土地の獲得等は或程度迄あつたが、それ等はむしろ相當蓄財の出來た後であらう。從つて根本を爲したものは、經營上の重要要素である勞力と其運用の巧妙が考へられる。斯の要諦を理解した事から、聽て家として の心掛けともなり、家風として固執せるものでもあつた。斯の見地から、次にはそれ等內面的事實を聊か考察しようと思ふ。

一五　村松家を經濟的に有意義に導く上に、內部的有力な樞機を爲したものに、農業經營に對する要諦の理解があつたとの假定を前提として、その家風と、それに關聯して家系に就いて一應詮索して見る。その前に順序として、村內を中心とする村松一派に就いて一言觸れて置き度い。

村松の名字は、もちろん德川時代から表向き用ゐたものでは無い。之は當然な譯であるが、さうかと云うて、明治維新後、よい加減に名乘つたものでも無い。此地方に於ける、村松姓は相當多數で、現在下津具村に於ても熊谷・佐々木の一派と拮抗して居る。之を地域的に見ると、以前の北方（キタカタ）村卽ち現在の大字北方は、村松一派が優勢で、一種本據の感もある。而してその本家とも言ふべき家は、只今の處、正確に判らない。或は今ある村松姓の中にも、幾つかの系統があつて、最初一つの家から分れたと見るのは無理な觀察であるかも知れぬ。例へばその昔の移住にしても、一度に行はれたとは限らぬのである。

村松家を中心に

一六　字麓（フモト）のネンヤ（禰宜家）といふ家なども、舊家として押しも押されもせぬ家である。之は徳川末期に於ても相當勢力があつて、村の白鳥神社をはじめ各社の禰宜を勤め、河内守を名乘つて居り、一般に河内様と尊稱された家柄である。古くは市兵衛又は勘太夫（神太夫共）を名乘り、同家所藏の慶安二年文書には、神主市兵衛とあり延いて正徳四年文書中に、神主勘太夫とあるのは、共に此家の祖先である。其他同家文書の中、村の祭り（花祭り）の傳法書は、中途の寫替へであるが、奥書に「永享十五年市兵衛所持云々」の文字がある。斯の市兵衛が家系上に後の市兵衛と關係があつたか否かは判明せぬが、兎も角も舊家で有力者である事に間違ひは無い。

前記禰宜家と共に、舊家と見られるのは、徳川中期時代、數々の文書に現はれて居る北方村庄屋茂兵衛がある。之も村松を名乘つて、其屋敷は字林（ハヤシ）に在つたと傳へられるが、今は跡方も無い。以上二軒が先づ舊家の隨一である。柿平即ち柿の澤字連の村松家は、その何れかに關係があつたらしく、前記の禰宜屋とは一頃緣組もあつたらしいが、果して何處から分れたかは、全く判らない。

一七　下津具村を中心とするこの地方の村松一派の本據は、信濃下伊那神原村向方（ムカガト）と謂はれて居る。現に村松家所藏の「村松正氏由來之卷」寫しがそれで、足利の中頃明徳年間に、伊勢鈴鹿郡關から亡命した村松兵衛正氏なる者が開祖で、同所のオカタと稱する屋敷に住んだと云ふ。後その子弟が、隣地且開（アザシ）村新野（ニヒノ）を開拓した事が「熊谷家傳記」（註）「村松傳記」（註）等にも詳しく述べてある。その子孫が漸次南方に國境を踰えて、三河地内に勢力を張るに至つたと謂ふが、之は前記文書等を基本に類推した迄で、其間の變遷の立證すべきものは無い。

「熊谷家傳記」等に現はれた此地方の村の開拓を見ると（足利より戰國時代）戰に敗れ又は鄕關を追はれた武士が、それ〴〵に土地を索めて占居し、武力を以て四圍の勢力に對抗し、一方燒畑の經營等に當つて居た事が窺はれるが、其一方には、信仰行法を以て、土地に臨み統一を試みて居た事も否み難い。この事實は、傳承に依つても肯定される。而して斯種山村の初期の開拓には、外敵の襲來に備へる一方に、自然の脅威に對抗するだけの、精神力と體力の具備が必要であつた。斯くして徳川氏の治世に移つて後は、それ等半農又は半獵の武士は次第に武器を捨てゝ、農業に專念するに至つたと見られる。然し其昔の征服的感情と優越意識は、全く消滅した譯では無かつたらう。世が太平になるにつれて、聽てそれが農業經營の上に反映せる事も想像し得る。村松家で永く語り繼いだ與兵衛（寛政の）の勞働に對する信念や手廣い耕作等も、利益が全部の目的であつたとは見られない。さうした感情が一種の信念化して、嫁取り聟選み等の條件として現はれた。所謂家風等といふものも、それ等の點に根底があつたと思ふ。

註　「熊谷家傳記」は、信濃下伊那郡神原村坂部の、熊谷家の傳記である。祖先熊谷貞直が漂浪の身となりこの山中に土着して後、連錦十二代に亙つて、家を中心に起た大小の事件を、代々の主人が書記したものを、明和の初年に十二代目の當主次部太夫直遐が、八卷に纒めたもので、この地方に於ける氏族の消長變遷を知る珍らしい資料である。尤も之には異本があつて、それ等を對照すると、何回かに亙つて書改めた事が窺は

れ、事實の全く背馳する點もあり、直遐の作爲の跡が明らかに指摘され、或ひはその著述と見る方が當を得た場合もある。全體に熊谷家の土地に於ける地位の優越を示すべく、斷定を急いだ感があるが、この地方に於ける氏族に關する部分は、有力な資料たるを失はぬものがある。

「村松傳記」は、信濃向方の村松家代々の事蹟を書いたものといふが、自分は未だ實見して居ない。しかし其開祖については熊谷家傳記の記事と殆ど同じと傳へられ居る。

一八　村松家の系圖の詮索は、不可能でもあり、此際さして重要とも認めないが、柿ノ澤宇連に家居を置いて後の各代に就いては一通り述べて、如何にして今日あつたかを考へて見たい。之が聽て家風に觸れてゆく所以でもある。

家の開祖と見られる與兵衛に就いては、既に土地の開發の項に擧げて置いたが、次代を承り、或ひは其賄ひ預りであつたと言ふ藤兵衛は、此家とは如何なる身分關係にあつたらうか。享保五年村方願書に依ると、藤兵衛は當時四軒の竈を預つて居り、其一つが村松家、今一つは實兄甚三郎の家であつた。後の二軒は不明であるが、おそらく一軒は自分の家であらう。之から判斷すると、與兵衛を男と稱した點から見て、其關係は娘の聟即ち義理の親子と解することが出來る。然し後には村松家を繼いで、其家の墳墓に納つたらしい證跡がある。試みに與兵衛を中心に同家の「先祖代々精靈」（上の數字は歿年の順次）を繰ると

3　觀山了花居士　與兵衛　　寶永六丑歳八月廿三日

1　寶月妙鏡信女　同　妻　　元祿六酉歳十一月廿日

2　積祥善貞信士　金兵衛與兵衛男子　　寶永六丑歳六月廿九日

5　永監見長信女　與兵衛乙娘せな　　元文二丁巳歳十二月朔日

7　眞深實性信士　藤兵衛　　寶曆六丙子歳十二月十六日

6　釋月妙迦信女　藤兵衛後妻　　寶曆六丙子歳六月廿四日

4　松屋妙榮信女　藤兵衛先妻　　正德五乙未歳八月七日

句點を施したのが、藤兵衛とその妻で、妻女は卽ち與兵衛の娘であらう。之で見ると、與兵衛の男子は父より僅かに早く世を去つて居たから、藤兵衛が賄ひ預りに至る過程も納得される。

一九　こゝで少しく上記名簿に就いて、同家の傳承に依り記載に漏れた事實を補ふと、釋月妙迦信女とあるのは藤兵衛後妻であるが、實は之は與兵衛の後妻であつたといふ奇怪な事實がある。與兵衛の正妻は其夫より十一年早く世を去つた。其後に後妻として迎へたのが此女である。それが與兵衛の沒後、一方當時妻を失つた藤兵衛の後妻となつたもので、而も元文二年に死んで居る與兵衛乙娘せなは、此女性に生れたとの疑ひがあり、實に複雜な身分關係である。斯の藤兵衛の行爲は、道義上詢に許し難いものがあるが、之が或ひは當時に於ける、山村生活の一眞相を語るものであつた。斯の人間にあるまじき藤兵衛の振舞は、單にそれのみで無く、實兄の遺兒遺

産に對する所置等も、村人の道義觀念を刺戟したと見られ、前記享保五年の村方願書にも、其不德を擧げて居る。

以上に就いて、村松家に於ける藤兵衛の行爲を批判すると、何等辨解の餘地なき不信不德そのものであるが、飜つて家の傳承に聞くと、人並勝れた我無者羅で利財に對する執着が强く、村松家の家産の基礎は、此者の代に築かれたとも言ふから、又一種の家運に對する貢獻者であり、犧牲者でもあつた。

藤兵衛には實子が無かつたものか、或ひは有つても他に出でたものか、村松家の次の代を繼いだ小右衛門は、言ひ傳へでは先代與兵衛の甥であつた。斯の小右衛門の男子が、寛政十年作物覺帳を創めた與兵衛である。

二〇　何等言ふに足らぬ平凡な家の歷史も仔細に辿つて見ると、何代かの中には大小いろ〳〵の出來事があり、善人も又惡人と見られる者も現はれるが、後に回顧すると、共に家としての或期間を承て居つた譯で、家の存續する限り、傳統の保持された事が窺はれる。それを失へばもう亡びたのである。

村松家なども、傳承に依ると、代々勞働熱心を立前としてそれを護持して來た。作物覺帳の創始者である與兵衛の逸話等が、今に語り繼がれて居た事は、畢竟その傳統の維持を語るものであつた。

二一　前言うた意味から與兵衛に關する逸話を、同家ぜん女の談話から左に引いて見る。

與兵衛と云ふ人は百姓を手廣くやつて、後山（ウシロトマ）（居宅より一里餘を隔てた山中）まで肥料（コエ）を擔いで田を作つたさうだ。天氣を當ることなども上手で、或時其處の田で働いて居つて、男衆や女衆が歸りかけると、空模樣を見ながら、この樣子ぢや石神の峠（途中の峠）迄行かぬ中に降り出すと云つたが、云つた通りに其處迄ゆくと大雨が降つて來て男衆や女衆が困つた。（夏目一平氏筆記）

更に農事に對する心がけや性格に就いて、大分說話めいて居るが次のやうな話もある。

與兵衛は畑の草を取る事をやかましく云つて、召使ひ等に平生から、モグラ（畑の雜草の一種で蕃殖力の强いもの）を一株取つた者には一日仕事を休ませると言つた位だつた。それで女子達が畑で草取りを爲て居る時、モグラの一つかけも見つければ、それを二三人で分けて持つて居つた。もし草籠に草が少いとひどく叱られた。そんな譯で與兵衛時代には、畑には草は生へなんだ。

與兵衛は大變仕事にきつく八釜しい人だつた。その時分坂場（サカンバ）（地名）のサゴヒヤア（三五兵衛か）に柿ノ澤字連のヨヒヤア（與兵衛）と云はれて、仕事のきついので鳴らしたものだつたげな。與兵衛が死んだ時に、寺の和尙樣が朝起きると、與兵衛サもとう〳〵死んだと獨り言を云つたが、それから間もなく家から寺へ知らせが來た。どうして和尙に其事が判つたかと云ふと、村に死人があると和尙には直ぐ判る。それは亡者が最つ先に寺へ來るからで、只の人なら本堂の窓や何かからコッソリ這入るのたが、氣性の豪勢な者は、本堂の玄關を堂々と押分けて這入つて來る。それで和尙樣は、其朝來た亡者の樣子で、之は與兵衛に違ひないと直ぐ感づいたのだ。

そんな風だつたから、奉公人にも厳しくて、叱り飛ばしたりひどく打(ブ)たりした。或時女子衆をひどく叩くとその女子が「お旦那様そんなにおたゝきるとお小使(コヅカ)が出ます」と云つたげな。又子供が縁側から落ちて泣いても、知らぬ顔をして居る人だつたげな。（同上筆記）

村松家は代々大峯山を信仰して、與兵衛は前にも言つたやうに、生涯に三十三度登山したが、その子の學平は二十四度、二代目學平は十八度で、だん〳〵回數が先代に及ばなくなつたと謂ふ。

二二　次の物語りなども、家の傳統を保持の爲めには、愛着も人情も犠牲にしなければならなかつた事の一例である。

前に云うた與兵衛の子の學平には實子が無い事から、後嗣の選定が問題となつた。その間の經緯について、傳誦のまゝを左に引用して見る。

親學平（與兵衛の子、二代目學平に對して云ふ）に實子が無いので、其養子を探す時、與兵衛初め一家の者（學平の妹で他家へ縁付いた者迄）は、學平の弟で、分家させた彌四郎の子を養つて、跡取りにしたい希望を持つて居たが、學平は反對した。その理由は、甥の母方即ち弟の嫁の血統が氣に入らぬ。あゝいふ血統を引いた者の子では、一家を維持する力が疑はれる。此家が保つてゆけぬと言張つて（彌四郎の妻即ち甥の母親は中々出來のよい人であつたが、其生家が氣に入らないらしかつた）赤の他人である下黒川（同郡豊根村）の清川といふ家から、五歳の男の子を貰つて跡繼ぎに据えた。其子供の父親といふのは悧巧者で信心深く、勝れた働き手で、まとまつた産もない中から新家（分家）を一軒出した程であつた。あゝいふ人の子供が欲しいと云つて我を通したので、親の與兵衛はじめ何とも言ふことは出來なんだ。（ぜん女談。夏目一平氏筆記）

之には學平が弟の彌四郎に對して何等か不滿な感情があつたかも知れぬが、兎も角も其主張は通された。

二三　斯様な經緯で養子縁組を爲し、之が二代目學平を名乘つたが、其配偶者も全く血縁關係の無い家から迎へた。斯の二代目學平は幼少の頃から苦勞をした。如何にも日常の躾けが嚴しかつた。それを物語る一挿話として、ぜん女は次のやうに語つて居る。

養子には六つの歳から高石掛(タカイシカケ)（畑名）の草取りをさせた。こんな事をさせたのも、一つには舅の與兵衛が、養子に對する憎しみ（自分の意見が通らず、縁も無い家からの養子故）もあつたが、與兵衛その人の性分がキツイ爲であつた。（同上記）

性分がキツイと云ふのは、畢竟性格の嚴格を意味し、農事熱心と家の將來を測る爲もあつたと思はれる。尚子供に、何故に高石掛の畑に限つて、草取りを爲せたかの理由は判らない。

舅の與兵衛はじめ、子供に對する躾けの嚴格であつた例として、私がぜん女から直接聽いた話にも、毎朝手籠に一杯宛畑の小石を拾はせた。砂礫質の地味で小石が多いので、それを除く事が、土壌改良の必要な手段であつ

たのだ。そんな譯で、冬の寒い朝などまことにいぢらしかつたといふ。

さうした慘酷にも近い與兵衛の躾けに對して、養父母である學平夫妻は、何かと不憫がつて、面倒を見る事を忘れなかつた。その間の話がまことに美しいことゝ、養子の境涯がよく現はれて居るので、聊か餘事の感はあるが次に擧げて見る。

養子がまだ小さい頃疱瘡を患つたが、其時親學平（養父）と其妻ぜんが大層大切にしたので、治りはしたが未だ充分よくないのに、與兵衛はもう仕事をさせにやあと、やかましく追立てるので、ぜん婆が仕方なくて、子供を負んで山へ行き、柴の上に寢かして置いて自分は子供と二人分の柴刈りをした。養子は其時のありがたさを年を老つてからも忘れずに居て、この御恩は忘れてはならんと云つて、私（說話者ぜん女）の子供の時分に何度も語つて聞かせてくれた。そんな譯でか養子の二代目學平は萬事に出來がよかつた。

これも仕事にキツイ事は評判で、年を老つてから畑へ出るのに股引もはかずに、赤脛を一寸ばし折つて畑をサクッた。それで尻から股へ一面に蚊が喰付いてぶらさがつて居ても平氣で仕事をして居つた。子供達がそれを見て面白がつて拂ふと、何せるだと云つて叱つた。（同上記）

これはぜん女（說話者）の經驗談である。

話が聊か前後するが、二代目學平の養父の親學平は、前にも言つたやうに、仕事嫌ひで、筆や墨ばかりに親しみ、萬事が綺麗好きで、いつも圍爐裏の灰をきれいに掻いて、横座の莚の塵を掃いて座つて居て、來客があると急須に茶を注いで飲んで居るやうな人であつたと云ふが、其妻のぜん婆は中々の働き者であつたと謂ふ。

ぜん婆と云ふ人は慾も深かつたがよく働いて人情もふかくて、奉公人にも何かと情をかけて上手に使つた。辨當を詰めてやるには、箸を挿して見て、其まゝ持上る程詰めてやつた。私（說話者）が生れた時、その人にあやかるやうにと云つて、その名を貰つたのだ。（同上記）

現在のぜん女の生れた時は（嘉永二年）曾祖父に當る親學平がまだ存命であつた。

二四　二代目學平夫妻にも實子が無かつた。そこで今度は舅の與兵衛の娘付き先から、娘には孫に當る金五郎（當時六歳）を迎へて系嗣とした。與兵衛には曾孫である。さうして其妻には、實家（二代目學平の）から姪を連れて來た。之で親學平の代に一旦斷たれた血統が再び繋がれた譯で、斯の金五郎夫妻の中に生れたのが現在のぜん女である事は既述した。（次葉圖參照）

屋敷を繞つて五六反歩の畑と、略々同額の水田を控へ、時には燒畑や他村への出作などもして一方馬宿をも營み家族も多い時は奉公人を合せて十四五人も居た。毎年伐る燃料も、椙が十五六間（一間は方六尺に積んだもの）釜焚きといふ長い椙が五六間、それに薪（もや）が三百束位で、之は缺かさぬ事を立前として居た。ぜん女の記憶にある後にも大麥は普通四十二三俵を獲つて、之を他村へ貸したり又賣つたりしたと云ふから、其指揮經營には、或點の才能と訓練を具へる事も必要であつた。仕事にキツイ事を立前とし、其保持に努めた事も想像に難く無い。

村松家家系相續者

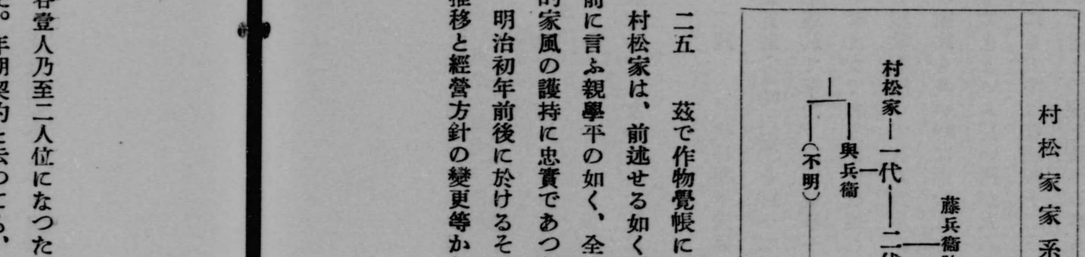

凡例　……養子相續　（不明）名前ノ判ラヌモノ

二五　茲で作物覺帳に現はれた時代の、村松家の家庭と、家族の數に就いて、一通り考察を進めて見る。村松家は、前述せる如く、傳統的に農業熱心言ひ代へれば仕事に強く勤勉であつたと云ふが、永い年代には、前に言ふ親學平の如く、全く勞働を願り見ぬ者もあつた。しかし大體に於て、一家族がよく統制を保つて、傳統的家風の護持に忠實であつたと見られる。

明治初年前後に於けるその家族は、男女の奉公人を併せて、十四五人乃至八九人であつたといふ。其後時世の推移と經營方針の變更等から、漸次奉公人の數も減少の傾向をとり、作物覺帳の終る明治三十年前後には、男女

各壹人乃至二人位になつた。之等の奉公人は、近村の貧困者を養育するか、又は年期契約に依つて抱込むもあつた。年期契約と云つても、格別證書等の取交しは無く、任意契約で、被傭者側では、專ら雇主の人柄に信賴してその將來を委せるといふのが、一般的慣習である。殊にそれ等雇人の中には、親が養育の力がない爲めに、身柄を寄託せる者もあつた。一定の年齡に達して後に見込みがあれば雇主の計ひで、婚家を求めるもあり、或は別家を起すもあつた。之は德川末期頃も略々同じと見られ雇主の信用が厚て奉公人の將來にも關係したのである。

二六　村松家に於ける德川時代末の家族數及び其變遷を知る資料としては、下津具村北方宗門五人組改帳（寫）がある。古い時代は別として、作物覺帳に關係のある寬政十年以後の分は、嘉永三年に至る五十二ケ年の中、十五ケ年分があつて、其間の脫漏の年次も、甚しく偏しては居ないから、大體の狀態を知るには不便がない。之に依つて、奉公人の雇傭形式や、後の所置等も多少窺ふ事が出來ると信ずるので、聊か繁雜の嫌ひはあるが各年分を揭げて置く。

○寬政十年午四月　祥曹洞宗宗門五人組改帳金龍寺宗判（以下この前記略）

一　與兵衞　　當午　六十四歲
　　妻
　　當午　五十五歲
村松家を中心に

惣領花之助　當午　廿一歳
同人　妻　當午　十九歳
二女いせ　當當　十三歳
三男乙吉　當午　十　歳
譜代久平　當午　三十五歳
同断なつ　當午　廿八歳
同断きく　當午　廿一歳
同断小四郎　當午　廿一歳
同断八之助　當午　廿七歳
同断平吉　當午　廿九歳

此者溜淵利兵衛方ゟ不縁に付差戻申候ニ付私人別ニ入申候

〆　拾二人　内男七人　女五人　馬　壹疋

外に譜代よし儀當三年御願申上辻甚太郎様御代官所小林村茂藏妻に縁組指遣し申候

○寛政十一年度分

之は前年分に一年宛年齢を進めたのみであるが、末行に次の一人を加へて居る

同　斷（註譜代）ちやう　當未　三　歳

此者當三月御願申上御領分南方村花之助妹永譜代ニ引取人別入申候

〆　十三人　内男七人　女六人　馬　壹疋

○寛政十二年度分

之も主人側家族六人は一年齢を進めたのみで、人員は依然十三人であるが、譜代即奉公人の部には變化があるから擧げて置く。

譜代久平　當申　三十七歳
同断きく　當申　廿三歳
同断小四郎　當申　廿三歳
同断平吉　當申　三十一歳
同断ちやう　當申　四　歳
同断よし　當申　廿六歳

此者當三月御願申上野田松三郎様御代官所小林村源藏妻縁付仕候處不縁ニ付私人別ニ入申候

同断甚之助

此者當三月御願申上御領分南方甚助悴私譜代ニ引取人別ニ入申候

村松家を中心に

〆　拾三人　　內　男　七人　　馬　壹疋
　　　　　　　女　六人
外ニ譜代八之助此者當三月御願申上野田松三郎樣御代官所上津具村龜之助養子聟ニ緣付仕私人別相除申候
外ニ譜代なつ此者當三月御願申上同村いぬ養子聟甚三郎妻ニ緣付仕私人別相除申候
尙之には次のやうな附箋がある處を見ると、中途變更があつたらしい。
〆　拾　人　　內　男　六人
　　　　　　　女　四人
外ニいせ此者當三月御願申上御領分同村甚五郎養子仙之助妻緣付仕私人別相除申候
外ニ譜代平吉此者御領分南方溜淵村へ別居仕候
外ニちやう此者去三月相果申候

○享和元年度分

一　與兵衞　　當酉　六十七歳
　　妻　　當酉　五十八歳
　　惣領花之助　　當酉　貳拾四歳
　　同人妻　　當酉　貳拾貳歳
　　三男乙吉　　當酉　十三歳
　　譜代久平　　當酉　三十八歳
　　同斷き　く　　當酉　貳拾四歳
　　同斷小四郎　　當酉　貳拾四歳
　　同斷八之助　　當酉　三十歳

此者當三月御願申上小野田三郎右衞門樣御支配所上津具村圓之助方ヱ聟養子ニ差遣し申候處不緣付罷歸り私人別ニ入申候

　　同斷よ　し　　當酉　貳拾七歳
　　同斷甚之助　　當酉　五歳
〆　拾壹人　　內　男　七人　　馬　壹疋
　　　　　　　女　四人
外ニいせ此者當三月御願申上御領內同村甚五郎養子千之助妻ニ緣付仕私人別相除申候
外ニ譜代平吉此者當三年御願申上御領內同村南方溜淵村ニ罷越御百姓仕候（前年分附箋重復）
外ニやう此者去申三月相果申候（前年分附箋重復）
享和貳年度から、次の文政八年迄二十四ケ年分の人別帳は見當らない。

○文政九年度分

一　學　平　　當戌　四十九歳
　　母　　當戌　八十三歳

村松家を中心に

妻　當戌　四十七歳
養男與兵衛　當戌　二十四歳
同人妻　當戌　二十五歳

此者當三月御願申上御領分同村南方常右衛門娘なみと申者私養男與兵衛妻に緣組仕引取人別に入申候

養女き　そ　當戌　二十歳
メ六人　內男貳人　馬　壹疋
　　內女四人

○天保五年度（この前七年分缺）

一學　平　當午　五十七歳
母　當午　九十一歳
妻　當午　五十五歳
養男與兵衛　當午　三十貳歳
同人妻　當午　三十三歳
孫　ふゆ　當午　六　歳
養女き　そ　當午　廿八歳
メ七人　內男貳人　馬　壹疋
　　內女五人

○天保六年度分

一學　平　當未　五十八歳
母　當未　九十二歳
妻　當未　五十六歳
養男與兵衛　當未　三十三歳
同人妻　當未　三十四歳
孫　ふゆ　當未　七　歳
養男重　助　當未　六　歳

此者當三月御願申上御領內同村南方卯之助孫私養男ニ仕候付引取人別に入申候

メ七人　內男三人　馬　壹匹
　　內女四人
　外ニ養女きた

此もの當三月御願申上御領內同村南方重五郎養男茂吉妻緣組仕差遣し私人別相除申候

○天保八年度分（この前年分缺）

一學　平　當酉　六十歳
母　當酉　九十四歳

村松家を中心に

妻　　當酉　五十八歲
與兵衛　　當酉　三十五歲
妻　　當酉　三十六歲
孫　ふゆ　　當酉　九　歲
養男重助　　當酉　八　歲
馬　壹疋
〆七人　內男三人女四人

家族人員七人內男三人女四人とあるが、人名には女三人である。脫略あるものか。

○天保十一年度分(此前二年分缺)

一學　平　六十三歲
母　　當子　九十七歲
養男與兵衛　　當子　三十八歲
妻　　當子　三十九歲
六女とめ　　當子　七　歲
七女ゆか　　當子　六　歲
八男彌吉　　當子　五　歲

九女きり　　當子　三　歲
〆九人　內男三人女六人

之には家族數九人とあるが、事實は八人で、女六人は實は五人である。而して八年度分の孫ふゆの名が無く、遽かに六、七、八の男女の名が見えて居る。其他馬も記して無い。此邊人別帳に疑問がある。

○天保十二年度分

一學　平　當丑　六十四歲
母　　當丑　九十八歲
養男與兵衛　　當丑　三十九歲
妻　　當丑　四十　歲
孫　ふゆ　　當丑　十三歲
養男重助　　當丑　十二歲
〆六人　內男三人女三人
馬　壹疋

前年度分に見へなかつた孫ふゆの名が再出し、六、七、八の男女が共に消へて居るのは不審である。

○天保十三年度分

一學　平　六十五歲
村松家を中心に